

資料1

令和元年度活動報告

(1) 広報活動

(2) 取締り活動

(3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み

(4) 活動の効果検証

(1) 広報活動（街頭PR等）

月	行 事
4	・春の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（6日 名古屋高速・愛知県高速隊と合同）
5	・春の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所） ・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報（15日 鍋田シャープール 愛知県トラック協会・運輸・地整）
6	
7	・夏の交通安全運動にあわせた合同啓発活動（11日 名古屋高速・愛知県高速隊と合同） ・夏の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所）
8	・いが道の駅キャンペーン（1日 中部地方整備局・三重県高速隊・三重県トラック協会） ・道路ふれあい月間に合わせた啓発活動 チラシ・グッズ配布（9日 静岡県） ・土砂ダンプ事業者啓発活動 チラシ配布（22日 三重県トラック協会） ・国際海コンの陸上における安全輸送マニュアル一部転記の安全啓発グッズの作成・配布（静岡県トラック協会） ・過積載運送防止月間（岐阜県トラック協会）
9	・秋の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（26日 名古屋高速・愛知県高速隊） ・秋の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所）
10	・第15回トラックフェスティバル（6日 中部トラック総合研修センター・愛知トラック協会） ・適正重量遵守に係る荷主業界向け啓発チラシの配布（静岡県トラック協会） ・トラックの日フェア（13日 多治見美濃焼卸センター・岐阜県トラック協会）
11	・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報（15日 鍋田シャープール 愛知県トラック協会） ・トラックフェスタ2019（10日 三重県統合博物館・三重県トラック協会）
12	・年末の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（5日 名古屋高速・愛知県高速隊） ・年末の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所） ・過積載防止啓発 事業者訪問・チラシ配布（21日 三重県トラック協会） ・大型車通行適正化に係る街頭キャンペーン 道の駅いが（20日 中部地方整備局）
1	・特車講習会（愛知県トラック協会） ・輸送現場視察と過積載防止啓発 チラシ配布（17日 三重県トラック協会）
2・3	
	街頭広報:59回

(1) 広報活動（講習会等）

月	行 事
4	・通行許可審査業務初任者研修＜県事務所、市町村＞（三重県） ・通行許可申請審査業務研修会 ＜建設事業所、市長村への初心者向け＞（16日、18日 静岡県） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
5	・特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜市長村初心者向け＞（13日三河・15日尾張 愛知県） ・車両制限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社） ・講習会（制度概要）（31日 愛知県トラック協会）（10日 岐阜県トラック協会・静岡県トラック協会） ・トラック事業（協）出張講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
6	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社） ・直轄国道審査職員への研修会（9日 中部地方整備局）
7	・特殊車両通行許可申請業務勉強会 ＜市長村向けパソコン使用＞（17日 岐阜県） ・過積載防止会議（17日 岐阜県トラック協会） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
8	・講習会（オンライン申請）（6日 愛知県トラック協会）（19日 岐阜県トラック協会・静岡県トラック協会） ・TV会議式制度説明会（岐阜県トラック協会 ・ 三重県トラック協会） ・名古屋市道路工事関係者への講習会（7日 名古屋市緑政土木課 名古屋市 ・ 中部地方整備局） ・特殊車両通行許可制度の最近の情勢（9日 愛知県トラック協会 尾張支部） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
9・10	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
11	・PC建設業協会中部支社研修会（13日 中部運輸局・中部地方整備局） ・道路工事の適正な実施講習会（18日 名古屋市工業研究所 ・ 名古屋市 ・ 中部地方整備局） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
12	・講習会（最近の改正状況）（9日 愛知県トラック協会 ・ 岐阜県トラック協会 ・ 静岡県トラック協会） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
1	・交通警察官に対する特殊車両教養（27日 愛知県警察学校 ・ 愛知県警察本部 ・ 中部地方整備局） ・過積載防止対策連絡会議 行政・荷主・トラック協会向け（28日 三重県トラック協会） ・特車講習会（23日 愛知県トラック協会） ・特車通行許可申請に関する初級者向け勉強会（24日 三重県トラック協会 ・ 中部地方整備局）
2	・特車通行許可制度講習会（18日 愛知県トラック協会 ・ 中部地方整備局）
3	・講習会（TV会議）（10日 岐阜県トラック協会 ・ 静岡県トラック協会） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
	講習会：30回：随時

(1) 広報活動（広報媒体活用）

月	行 事
4	・過積載防止をHPへ掲載、情報板への掲示（通年 名古屋高速） ・広報誌(トラック情報)へ「基準緩和認定」掲載（静岡トラック協会）
5	・過積載防止をHPへ掲載、SA,PAの情報板にて違反防止を掲示（通年 ネクスコ中日本 名古屋支社・東京支社） ・広報誌(トラック情報)へ「優良事業者期間延長」掲載（静岡トラック協会）
6	・会報紙(名商ホード)への啓発記事掲載（名古屋商工会議所）17,000部 ・取締り実施結果のツイッター発信（中部地方整備局・国道事務所）
7	
8	・岐阜県過積載防止連絡協議会によるチラシの配布(岐阜トラ協、岐阜運輸支局) ・道路ふれあい月間の期間中、来庁した特車申請者にリーフレットを配布（名古屋市） ・新聞広告掲載（9日建通新聞 静岡県）
9	・大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会の荷主向けチラシを作成、関係機関へ配布（中部地方整備局）
10	・メールマガジン・HPの掲載（中部経済連合会） ・トラックの日フェア（6日愛知県トラック協会・13日岐阜県トラック協会・12～13日静岡県トラック協会） - HP、SNS、「Twitter」、Facebook等で配信
11	・メールマガジン・HPへの啓発記事掲載（名古屋商工会議所） ・トラックフェスタ（9日三重県トラック協会）
12	・過積載防止啓発チラシ会員宛て配布（23日 愛知県トラック協会）
1	・中部地方整備局のHPに「好取組のある企業が掲載中」の案内をトラ協のNEWSピックに掲載（8日 愛知県トラック協会）
3	・月間に伴い道路の電光掲示板による『過積載防止』啓発掲示（1日～31日 浜松市） ・過積載防止啓発チラシ＜荷主・運送事業者向け＞（三重県トラック協会） ・新聞広告出稿（下旬：専門誌3紙）中部地方整備局 ・愛知県過積載防止連絡協議会によるチラシの配布(愛知運輸支局) ・有料広告活動(業界紙・荷主向け啓発広告掲載) ・有料広告活動(中日新聞等・一般向け啓発広告掲載)
	広報媒体活動：通年

(1) 広報活動（中部地方整備局の活動）

- 施策の浸透率の向上・特車の違反率減少等、これまでの地道な取り組みには一定の成果が認められている。
- 既存の取り組みも継続して推進する

～ 令和元年度の取り組み事例 ～

○ 街頭PR活動



2019.12.20. 道の駅「いが」

○ 講習会の実施



2019.11.18 名古屋市工業研究所



2019.8.1 道路パトロール出発式



○ 広報媒体活動

(1) 広報活動（中部地方整備局での活動）

SNS、ツイッターでの広報各種活動を情報発信

■ トピック情報

国土交通省_高山国道事務所 @mlit_takayama · 2019年7月24日

【100トントラック通行】
先日100トンのトラックが通行許可をとり、高山国道事務所管内を通行しました！
道路は一定の寸法や重量の車両が通行することを想定しており、それを超過する大型車両は道路保全のため原則通行が禁止されています。
適切な許可をとり、通行をお願いします！
#大型車通行適正化



4 393 513

yukka @iruka_y_k · 2019年7月24日

#全国選び屋連
#大型車通行適正化

リツイートあり

国土交通省_高山国道事務所 @mlit_takayama

【100トントラック通行】
先日100トンのトラックが通行許可をとり、高山国道事務所管内を通行しました！
道路は一定の寸法や重量の車両が通行することを想定...



3

■ 特車制度の情報

・ 制度の周知

国土交通省中部国道事務所 @tokusya_kanto · 2019年8月21日

【重量オーバーは危険】
定められた重量をオーバーした大型車両は老朽化した道路をさらに傷める大きな要因になっています。道路が傷むと補修工事が進めるため、渋滞の原因にもなります。
重量守り、道路を守ろう。

#特車 #道路の老朽化 #大型車通行適正化 #道路ふれあい月間

重量オーバーでせまいようにしましょう。

荷主の方へ

- 3tは免状条件の提示や重量超過をさせない場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- 安全な主幹道での通行が妨げられた場合は、荷主側を警告（レッドカード）します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運送車および使用者（事業者）に罰則が適用されます。
- 大型車両の取扱いが厳格化されます。
- 特に悪質な違反者（基準の2倍以上の重量超過）は即時検問（レッドカード）されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。
定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

1 31 33

・ 取締実施の周知

国土交通省 名古屋国道事務所 @mlit_naiokoku · 2019年3月13日

【ご存知ですか？ 車両に積める重さ ≠ 道路を通れる重さ】
道路はみんなの財産です。
道路の劣化を防ぐため、基準を超える車両の走行には許可が必要です。#特車
#車両通行許可制度はコチラ→ktr.mlit.go.jp/road/sinsein... #大型車通行適正化
#通行許可 #道路法 #車両制限令

妨ぐため車両の走行には許可が必要です。重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

道路法（車両制限令）

1 36 49

■ 特車取締結果の情報

国土交通省 新潟国道事務所 @mlit_niiga · 2019年7月2日

【特車車両の検閲】
大型車両の検閲かつ安全な通行をいただくために、中部地方整備局では定期的に違法な車両の取締りを行っています。
令和元年7月2日に国道19号長野県木曽郡木曽町において取締りを実施し、違反車両に対し、指導を行いました。#大型車通行適正化



1 6 17

・ パネル展の開催

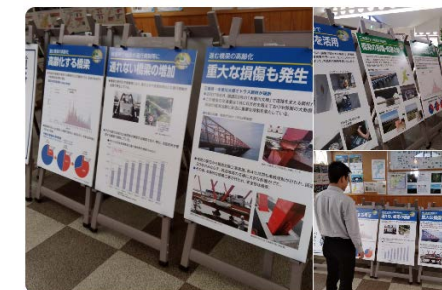
国土交通省 紀勢国道事務所 @mlit_kisei · 2019年9月12日

紀北PAにて「道路の老朽化対策パネル展」を行っています。ぜひお立ち寄りください。#道路の老朽化 #紀勢国道



国土交通省 紀勢国道事務所 @mlit_kisei · 2019年11月10日

道の駅 海山にて「道路の老朽化対策パネル展」を行っています。ぜひお立ち寄りください。#道路の老朽化 #紀勢国道



2 2 5

(1) 広報活動 各委員の取組み

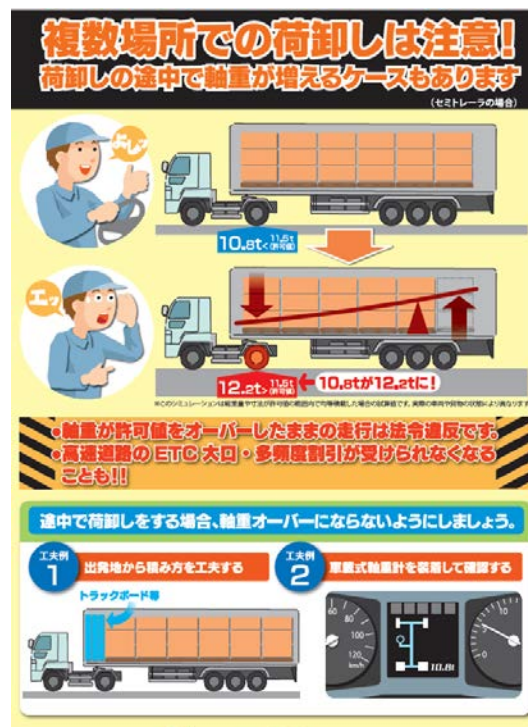
各委員おける広報活動について（チラシ配布・ホームページでの広報）



2019.8.22. 三重県トラック協会



2019.8.9. 静岡県



全国トラック協会 配布資料



みちくさ情報

静岡県 道路ふれあい月間について

「道路ふれあい月間」事業について

■「道路ふれあい月間」とは

日頃から道路を利用している方々に改めて道路とふれあい、道路の大切さを再認識していただくことを目的として、国土交通省の主催により、昭和33年から毎年8月を「道路ふれあい月間」として国民的運動が展開されています。
(平成12年までは、「道路をまもる月間」という名称でした。)

■「道の日」とは

大正9年8月10日にわが国で最初の長期道路整備計画である第1次道路改良計画が実施されたこと、「道路をまもる月間」(当時)の期間中であることから、昭和61年に、建設省(当時)が8月10日を「道の日」として制定しました。

■「道路の役割」とは

静岡県内の全ての道路の長さを合わせると、なんと地球一周分(約37,000km)もの長さがあります。道路は、ただ人が通るために活用されているのではなく、色々な場面において役立っています。電気や光ファイバー、ガス、上下水道、電話回線など道路の地下や上空を通過して各家庭に運ばれています。また、災害時の避難路になったり火災の広がりを食い止める機能も持っています。

■静岡県における「道路ふれあい月間」期間中の活動

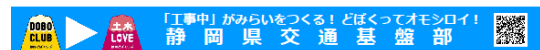
静岡県では、道路局主催のイベントのほか、例年県内7つの土木事務所が地元の道路利用者等の多く集まる道の駅における街頭キャンペーンや、地元住民・団体と協力した道路清掃の実施、道路を広く安全に利用していただくことを目的とした道路パトロールの実施等、様々な活動を展開しています。



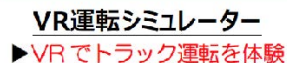
道の駅における街頭キャンペーンの様子



道路パトロールの様子(不法占用物件の指導)



令和元年度「トラックの日」ポスター
(全日本トラック協会HPより)

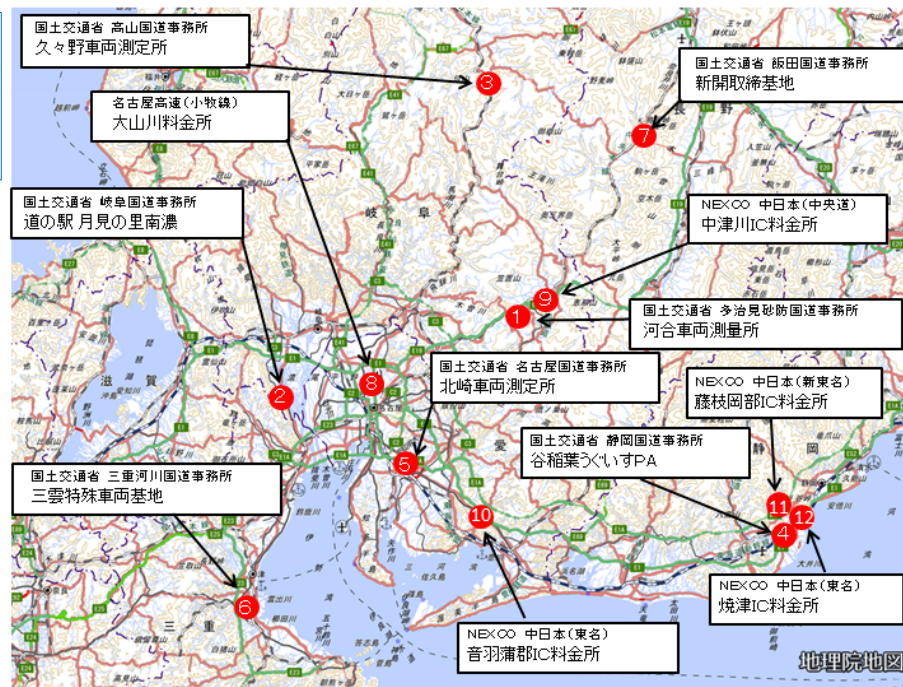


(2) 取締り活動（特殊車両一斉取締りの実施結果）

中部地方整備局管内での同時合同取締りの推進

- ・ 無許可や条件違反、積載超過車両を一掃
- ・ 国土交通省・警察・高速道路管理者の連携
計測台数 27台 違反検挙台数 12台（措置命令6台、警告6台）

- ・ 令和元年6月6日（木）14:00 ～ 16:00
- ・ 5県、12箇所の国道及び高速道路に於いて



地理院地図

	事務所名	名 称	路 線	住 所	備考
1	多治見	河合車両計測所	19号 上	土岐市泉町大字河合字七反田	
2	岐阜	道の駅 月見の里南濃	258号 下	海津市南濃町羽沢	
3	高山	久々野車両計測所	41号 下	高山市久々野町長淀曲り洞	
4	静岡	谷稲葉うくいすPA	1号 上	藤枝市谷稲葉	
5	名古屋	北崎車両計測所	23号 下	大府市北崎町	
6	三重	三雲特殊車両基地	23号 上	松阪市中道町	
7	飯田	新開取締基地	19号 上	木曾郡木曾町新開字栗本	
8	名古屋高速	大山川料金所	小牧線 下	西春日井郡豊山町大字青山	
9	NEXCO羽島	中津川IC(入口)	中央道	中津川市千旦林広沢	①と関連
10	NEXCO豊田	音羽蒲郡IC(入口)	東名	豊川市長沢町山之田	⑤と関連
11	NEXCO横浜	藤枝岡部IC(入口)	新東名	藤枝市岡部町入野	⑥と関連
12	NEXCO横浜	焼津IC(入口)	東名	焼津市八橋	④と関連

【違反台数】

2	2	1	1	1	0	2	0	1	1	0	1
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
多治見	岐阜	高山	静岡	名古屋	三重	飯田	高名古屋	(中津川日本)	(音羽蒲郡日本)	(藤枝日本)	(焼津日本)

運輸世界新聞 2019年（令和元年）6月19日（水曜日）

(週刊) 毎週水曜日発行
発行所 **運輸世界新聞社**
郵便番号 453 - 0042
本社 名古屋市市中区大秋町 3-39
電話 052 (471) 2512
FAX 052 (471) 2530
携帯 090-1748-8529
E-mail unvusekai@dream.com

[illegible]

旬刊

高速

EXPRESSION NEWS

道路

2019年 6月25日 No.1782

全国高速道路建設協議会の動向(要旨)

地域社会の発展と道路の整備に貢献した、全国高速道路の建設が実現した。地域社会の発展と道路の整備に貢献した、全国高速道路の建設が実現した。地域社会の発展と道路の整備に貢献した、全国高速道路の建設が実現した。

発行所
全国高速道路建設協議会

〒114-8602 東京都品川区東品川2-1-1
TEL: 03-3551-1111 FAX: 03-3551-1112
E-MAIL: info@hishin.jp

全国高速道路建設協議会
会長 佐々木 正樹 (会長代行) 会長 佐々木 正樹 (会長代行) 会長 佐々木 正樹 (会長代行)

新幹線・東海環状道 月日開通1か月発表 東名阪湾流約3割の大型減少… (2面)

(全高調課) 高規格幹線道路の都道府県別整備現況 (2019年3月31日現在)… (2面)

女性技術者対象に初めて視察見学会を意見交換会「NEXCOの仙台支所」仙台(暫)… (5面)

自治体が高規格道路PRへ、アイデアコンテスト勝負… (10面)

「大型車通行適正化」に向けた中部地域連絡協議会（以下、連絡協議会）は6月6日午後2時から午後4時まで、中部地方5県の警察と連携し、国土交通省中部地方整備局管内12カ所で、昨年に続

道路劣化を加速さ

[illegible]

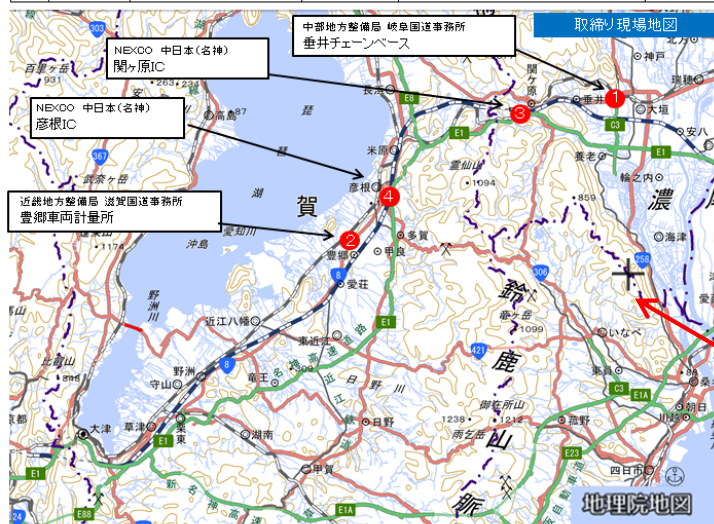
旬刊 高速道路 : 15,000部発行
運輸世界新聞 : 5,000部発行

(2) 取締り活動（隣接整備局との連携取締り）

近畿地方整備局の協力を得ての特殊車両一斉取締り 令和1年11月1日

関ヶ原・彦根地区特殊車両一斉取締りの実施場所

事務所名	名称	路線	住所	備考
1	岐阜国道	垂井チェーンベース	21号 下	不破郡垂井町
2	滋賀国道	豊郷車両計量所	8号 下	犬上郡豊郷町
3	NEXCO (1)	関ヶ原IC(入口)	名神	不破郡関ヶ原町
4	NEXCO (2)	彦根IC(入口)	名神	彦根市原町



【取締り台数】				【取締り結果】	
4	2	2	2	計測台数	
0	0	0	0	違反台数	
①	②	③	④		
岐阜	滋賀	(関ヶ原 中日本)	(彦根 中日本)	計測台数 10台	
				違反台数 4台	

国土交通省

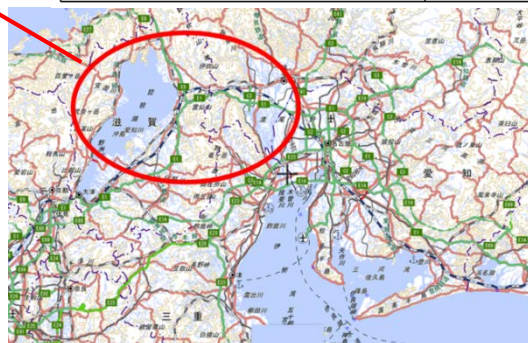
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

関ヶ原・彦根地区特殊車両一斉取締りを実施しました

～ 全4カ所で、違反車両 4台に指導警告等を実施 ～

取締り実施結果

機関名・会社名	計測台数	違反台数 (道路法違反)	措置命令台数	指導警告台数
国土交通省 中部地方整備局	4	3	0	3
国土交通省 近畿地方整備局	3	0	0	0
NEXCO中日本(1)	2	0	0	0
NEXCO中日本(2)	1	1	0	1
合計	10	4	0	4



中部地区と近畿地区の関所



チェーンベースを利用した取締り

(2) 取締り活動（特殊車両現地取締りの強化）

特殊車両取締り

- 名古屋高速道路公社：令和2年1月29日（水）14:30~15:15 違反車両1台を警告
- 自治体取締り：令和元年度は実施できなかった（平成30年度、愛知県・名古屋市にて実施）



(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

直轄工事における特殊車両通行許可の確認等一斉点検の結果について

(新) 土木工事特記仕様書改訂

(H29年度版)

第1編 共通編

第1章 総則

特仕1-1-1-32 交通安全管理第6項通行許可の読み替え

6. 通行許可

- 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、**運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法及び確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。**
- 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。

また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

工事計画の打ち合わせ段階から ＜チェックと指導を＞



各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1) 建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手續がされている。	
① 許可証もしくは申請書が確認できる	
② 下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③ 運搬予定日の概ね2～3ヵ月前の申請日であることを確認している	
2) 運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
① 運搬（予定）日が許可証の有効期間内である	
3) 運搬計画と許可証の一致を確認する。	
① 対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
② 積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③ 積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④ 運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行（運搬）方法の確認	
1) 運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
① 許可証に記載されている車両番号である（トレーラー等は、トラックとトレーラーの両方確認）	
② 積載重量と車両重量（自重＋乗員）の和が許可証の総重量以下である	
③ 積載重量が車保証の最大積載量以下である（道路運送車両法）	
2) 運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
① 主な路線（国道、主要地方道、C・D条件区間等）の通行が確認できる	
② 通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる（起終点のみは不可）	
3) 運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
① 運搬日が、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
3) 運搬条件が許可証に記載された条件（誘導車、夜間）で走行している。	
① 許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
② 許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検日

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄

1. 施工計画書の確認

1) 建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両（以下、特車）の有無が記載されているかを確認する。

- ① 「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある
- ② 「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある

2) 特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

- ① 対応方針（法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等）の記載がある

3) 運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度（資機材ごと）が記載されているかを確認する。

- ① 運搬計画に必要な項目（追記記載項目）が整理されている
- ② 整理した項目に対して、確認方法が記載されている
- ③ 整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

【整理すべき項目】

- ・項目毎に、有・無を確認する
- ・一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資機材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載限度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

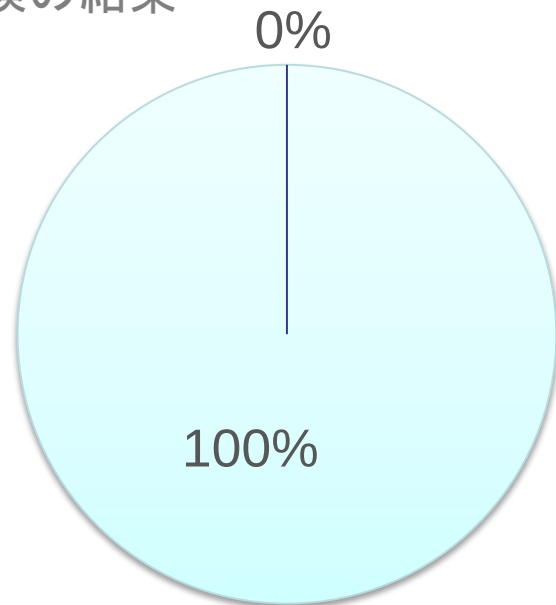
裏面へ続く

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

中部地方整備局 直轄工事点検結果（平成31年度）

- 調査期間 平成31年4月1日から 令和1年12月31日まで
- 調査対象 道路部及び河川部等における直轄公共工事で特車の使用が認められるもの
- 点検検査数 【合計】 107工事箇所（昨年度点検箇所比 +19箇所）
【内訳】 道路部 60工事箇所 ・ 河川部 44工事箇所 ・ 営繕部 3工事箇所
- 点検結果 全ての工事に違法行為が認められなかった（概ね良好であった）

一斉点検の結果



■ おおむね良好 ■ 一部不適切

全ての工事に違法行為は無かった

指摘すべき事項

- ① 運搬資機材ごとに運搬計画を作成し、施工計画書に記載までがされていない。
- ② 運搬車両の確認方法や確認頻度について資機材ごとに記載がされていない。
（特記仕様書 第1-1-1-32条 6項）

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

公共事業違反ゼロPT活動

管内関係事業所 91箇所において実施 点検結果: おおむね良好を確認した

特殊車両通行許可等確認表

工事名			
検査者		所属	氏名
請負者			
運送業者			
監督・検査時		チェック	参照ページ
通行許可証の取得			
1	通行許可証が取得されていたか、通行許可証の写しを確認したか	☐	25 38
2	通行許可証の有効期限は、工事の工程と整合がとれていたか	☐	25
3	通行許可を受けた車両は、通行した車両と合っていたか写真等で確認したか	☐	33
通行条件の遵守			
4	条件書等で通行条件を確認したか ・車両の寸法（幅、長さ、高さ）重量 ・誘導車配置の有無 ・時間指定（夜間走行）	☐	25
5	誘導車の配置が条件となっていた場合、誘導車が配置されていたか写真等で確認したか	☐	33
6	夜間通行が条件となっていた場合、指定された時間で通行していたかタコグラフ等で確認したか	☐	33
7	建設機械は適切に分解輸送されていたか、起点・終点で撮影された写真を確認したか	☐	11 33
8	許可を受けた経路を通行したか、運搬経路途中の写真やGPSの記録等で確認したか	☐	33
メモ	ハンドブック P43		

11関係事業所中
7事業所で実施
実施率 64%



(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

コンプライアンス活動 公共事業違反ゼロPTの取組み促進



施策情報

交通安全(事故ゼロプラン) / ITSに関する情報
／ 共同溝・電線共同溝・情報BOX / 道路整備効果事例集 / 良好な道路環境の創造を目指して / ボランティア・サポート・プログラム / 日本風景街道
／ 名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク / 高速道路利用案内 / スマートIC / 地方小委員会 / 防災技術専門委員会 / 国道(国管理)の維持管理 / 道路の老朽化対策 / 道路管理防災・震災対策検討分科会 / 中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 / 道路交通渋滞対策推進協議会 / 国道23号通行ルール(名古屋南部地域) / ラウンドアバウト / 大型車通行適正化 / 中部の交通安全 / 副読本 / 路切道対策 / 社会実験 / 道路協力団体

ページの先頭へ

大型車通行適正化について

- 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
- 国民の資産である道路が傷ついています。
 - ・一部の違法な重量超過車が道路を短命に!
 - ・道路の老朽化対策を実施中!
- ルールを守った通行をお願いします。
 - ・大型車の通行には許可が必要です!
 - ・道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針
- 特車に対する一般車両へのご注意
 - ～大型車両の近くを走行する時は注意して走りましょう～
- ETC2.0を利用した物流支援
- 特殊車両適正運行に対する企業の好事例集



建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブック(PDF:34.2MB)



ダウンロードできます。

中部地方整備局

道

大型車通行適正化

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブック

安全で住みやすい 中部を目指して

国土交通省 中部地方整備局

緊急情報 だいたい、災害緊急情報はありません

高い倫理意識をもつ組織を目指して (不正事案を減らした整備局の対応)

大規模津波 防災総合訓練

現場へ行く 旬な現場

事業別で探す

- 川
- 道
- 港と海
- まちづくり
- 国の建物

ユーザー別で探す

- 家族(おでかけ)
- 子ども(学習)

中部地方整備局 防災情報ポータルサイト (TEC-FORCEに関する情報はこちら)

新着報道発表 Press Release

- 10月9日 行政関係者等約100名が参加し迅速な対応で被害を最小限に... 平成30年度 木曽川水系水害事故対策訓練 NEW
- 10月9日 優秀な発表論文を表彰しました NEW
- 10月5日 中部地方整備局事業評価監視委員会(平成30年度)第2回を開催しました
- 10月4日 138ターパークウインナーズのメルクリスマス2018(イルミネーション)開催決定 テーマは星空アドベンチャー〜明日へのコパス
- 10月3日 秋の高山祭期間 賢く渋滞を回避して高山に快適アクセス〜お出かけ前に渋滞状況と道徳情報を確認して、飛騨高山を満喫!〜
- 10月3日 国道302号の終日上下線通行規制を実施します〜名古屋駅北2号線(名古屋臨海高速建設工事)に伴う車線規制のお知らせ〜
- 10月3日 11月3日「大規模津波防災総合訓練」三重県で初開催!〜南瀬戸ラブリ大水敵に備え、連携訓練で防災力アップ!〜
- 10月3日 牛瀬川の水位を下げて安心に〜推進費を活用して川の清流を良くします〜

お知らせ

- 平成30年度 工事監督・検査担当職員研修の開催について NEW (平成30年9月28日更新)
- 都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域の公示について NEW (平成30年9月28日更新)
- 平成30年度中部地方整備局管内事業研究発表会の開催(9月26日(水)) (平成30年9月19日更新)
- ICアドバンス・公募受付は9月10日をもって新たな募集へ移行いたします (平成30年9月10日更新)
- 中部ブロック発注者協議会自己評価結果を掲載 (平成30年9月10日更新)

おすすすめ

- 中部地方整備局の組織と仕事
- 組織概要
- 官庁事務所
- 中部地方整備局の仕事
- 予算関係情報
- 就業体験情報(インターンシップ)
- 整備局へのアクセス
- 採用情報
- 管内事務所・管理所
- 相談窓口
- 総合相談窓口(整備局全般)
- 個別相談窓口
- 情報公開請求受付窓口(全国一)
- 関連機関リンク
- 国土交通省関連
- 独立行政法人
- 地方自治体等
- その他
- おでかけ情報
- 広報・広聴
- 道路の老朽化対策パネル展
- 防災関係パネル展
- 現場見学一覧
- 講師の派遣
- 意見募集
- インターネットモニター
- 記者発表
- 整備局の取り組み
- 公開情報
- 入札・契約情報
- 建設関係情報
- 予算関係情報
- コンプライアンスの取組(発注者調紀保持)
- 用地取得の進捗状況等
- 情報公開のご案内
- 事業評価
- 道路Rサイト
- 国土交通省行政処分等情報検索サイト
- 国土交通省オンライン申請システム
- 公文書管理
- その他

交通警察官向け特殊車両に関する教養の状況

交通街頭活動対策専科生に対する専科教養

□ 日時: 令和2年1月27日(月) 14:20 ~ 15:40

□ 場所: 愛知県警察学校 教場 (48名)

講義内容 特殊車両通行許可制度・現況と道路法違反に対する警察の的確な対応方法等

道路交通法違反の過積載と道路法の許認可制度の解説

開催目的 : 中部地方整備局 国道事務所職員の行う道路法取締りと警察官が行う道路交通違反取締りの連携による効果、必要性を再認識させる



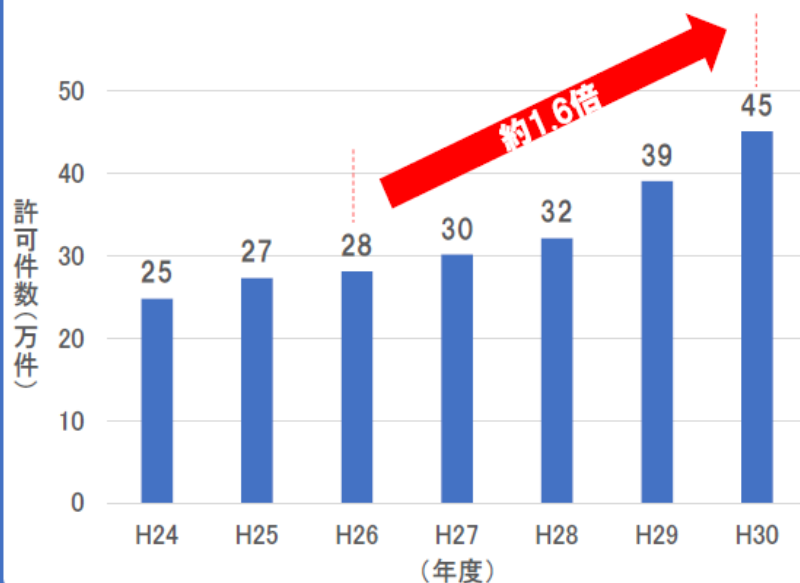
(3) 審査の迅速化PTにおける取組み

2020年までの特殊車両通行許可申請に対する「審査の迅速化PT」の取組み

- ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、特車通行許可件数は5年で約1.6倍に増加した
- 増加する件数に審査が追いつかず、許可に至るまでの日数が長期化し、審査を迅速化する必要がある

許可件数の推移

○ ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、許可件数が増加（直近の5年間（H26年度からH30年度）で約1.6倍）



審査日数の推移

○ 申請件数の増加に伴い、審査日数が長期化する中、迅速化に向けた取組みにより、5年前の水準までは短縮したが、更なる短縮は困難な状況



今後も更なる短縮化をするため「審査の迅速化PT」の継続が必要

(3) 審査の迅速化PTにおける取組み

審査担当者勉強会

自治体の特殊車両事務担当者を対象に特殊車両通行許可申請審査や道路情報便覧のデータ更新の方法等ニーズに沿った勉強会を、下記のとおり3回実施した。

愛知県勉強会

5月13日(月) 三河 地区

5月15日(水) 尾張 地区

■ 講習内容

- ・ 特殊車両通行許可制度の概要(審査の迅速化)
- ・ 特殊車両通行許可申請審査について

■ 参加者 計90名

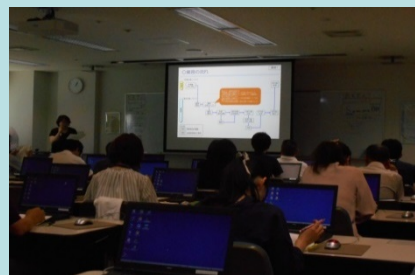
岐阜県勉強会 7月17日(水)岐阜全域

■ 講習内容

- ・ システムによる特殊車両通行許可審査要領
- ・ 道路情報便覧収録の具体的作業

■ 参加者 計42名

■ 講習状況



講習会の様子(愛知会場)

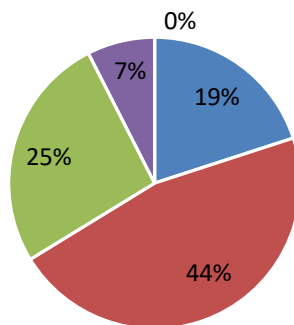
講習会の様子(岐阜会場)

(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

愛知県 特車審査の勉強会結果（アンケート結果）

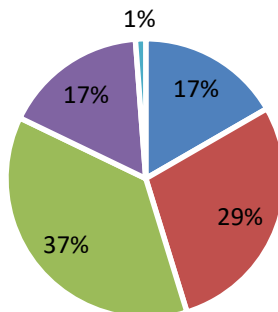
理解度：約86% 実施の効果100% 今後の課題抽出

特車概要（審査の迅速化）の理解度



■ 分かり易い ■ やや分かり易い ■ 普通 ■ やや分かりにくい ■ 分かりにくい

特車審査の理解度

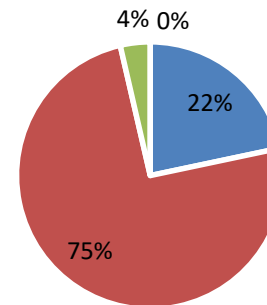


■ 分かり易い ■ やや分かり易い ■ 普通 ■ やや分かりにくい ■ 分かりにくい

今後の実施に向けた改善要望

- 1 今後も継続して欲しい
- 2 実務で使えるマニュアル・手引書が欲しい
- 3 パソコン上で演習できるようにすべき
- 4 初級・中級・上級に分けて実施すべき

研修に参加した感想



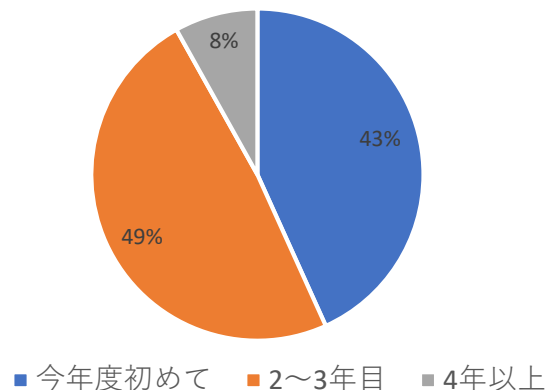
■ 非常によかった ■ よかった ■ どちらとも言えない ■ 参考にならなかった

(3) 審査の迅速化PTにおける取組み

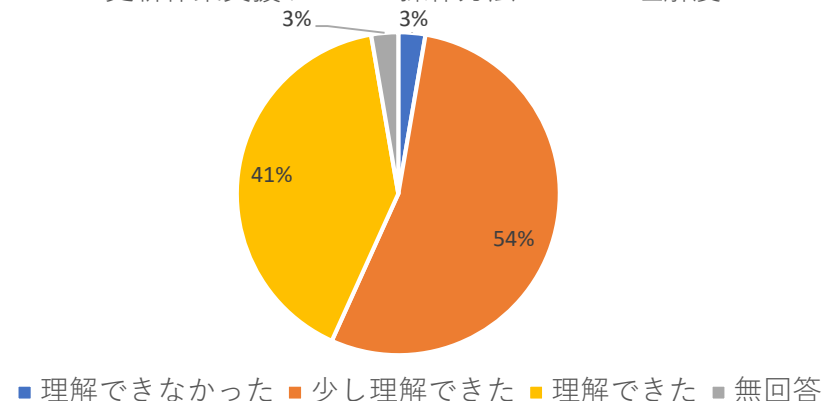
岐阜県 特車審査及び便覧収録の勉強会結果

初任者：約43% 理解度：約90% 実施の効果100%

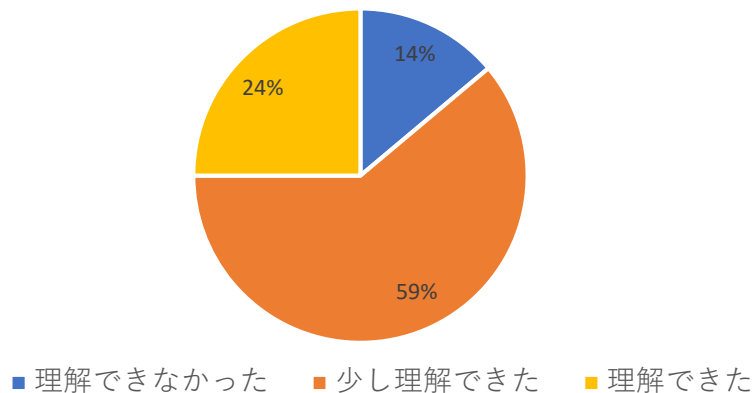
特車事務の経歴



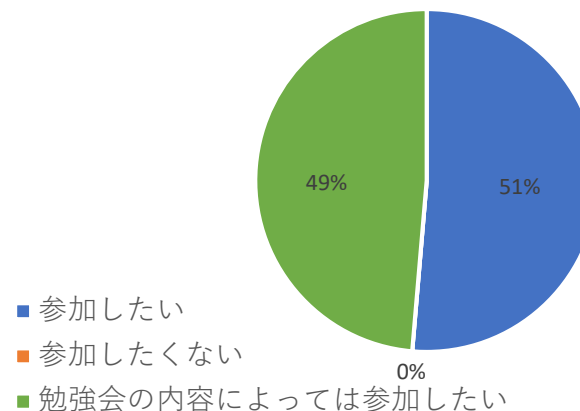
更新作業支援ツールの操作方法について理解度



オンライン支援算定システムの操作方法について理解度



特車事務に関する勉強会への参加の意向



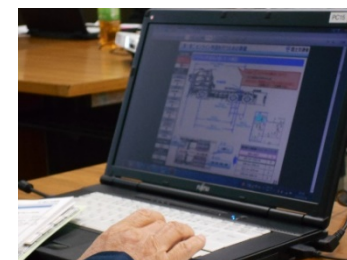
初心者向け特車申請の勉強会の実施状況

特殊車両通行許可オンライン申請勉強会

- 主催：三重県トラック協会
- 日時：令和2年1月24日(金) 10:00 ~ 16:30
- 場所：三重県トラック協会 2階 会議室 (18名)
 - 午前の部 例題① パソコン基本設定と単車(新規格車/総重量25t車)の申請
 - 午後の部 例題② セミトレーラー連結車のパソコン申請と質疑応答

実務に即した演習形式による効果的な講習会を実施

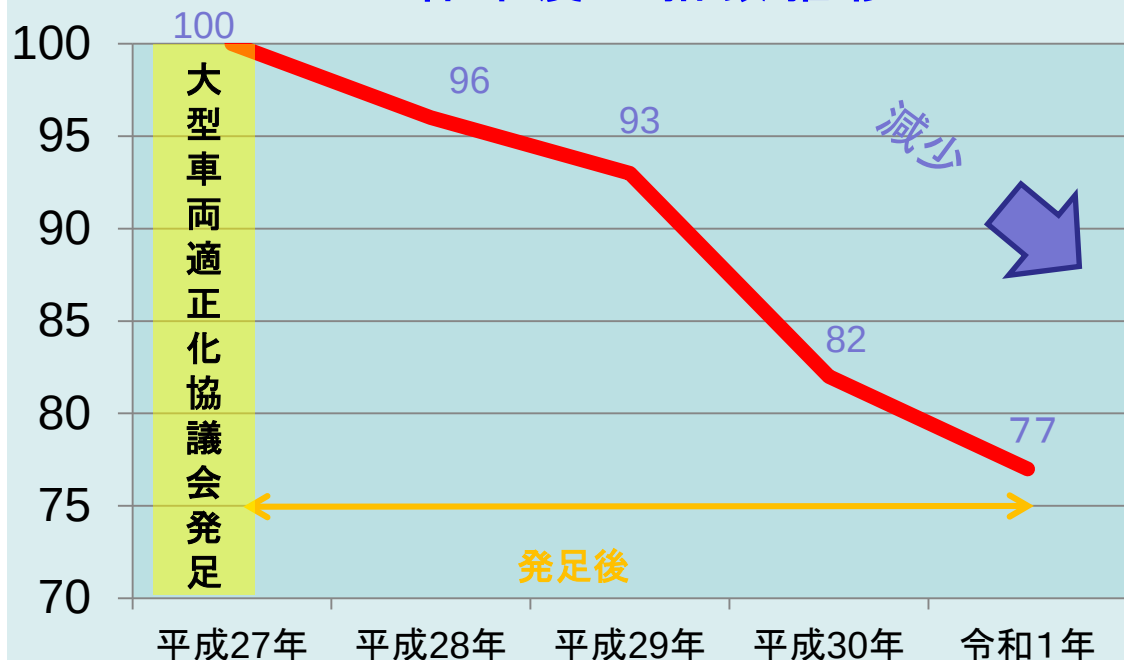
講師：中部地方整備局 職員、審査業務従事者 10名
ほぼマンツーマン形式による勉強会で個別な相談も対応



(4) 活動の効果検証（現地取締りの分析・違反構成率）

- 違反構成率は毎年連続減少している
- 平成29年から平成30年が大幅に減少している
- 取締りや各種広報活動等の効果が確実に認められる

H27年の違反構成率を「100」とする
各年度の指数推移



連絡協議会発足
平成27年1月27日

指数による比較

平成27年度	100
平成28年度	96
平成29年度	93
平成30年度	82
令和1年 (12月末)	77

減少

※ 違反構成率＝計測台数に対する違反台数の割合

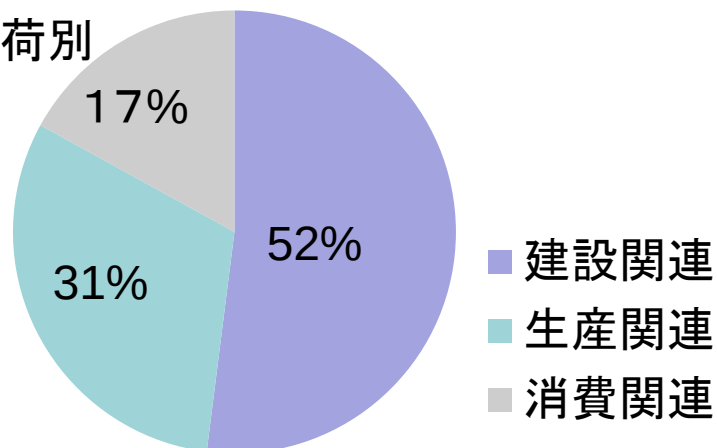
(4) 活動の効果検証（現地取締りの分析・違反構成）

- 建設関連貨物が減少、生産関連貨物が大幅に増加し5割を超える
- 地域別では、大きな変動はないが中部地域の違反車両が増加している

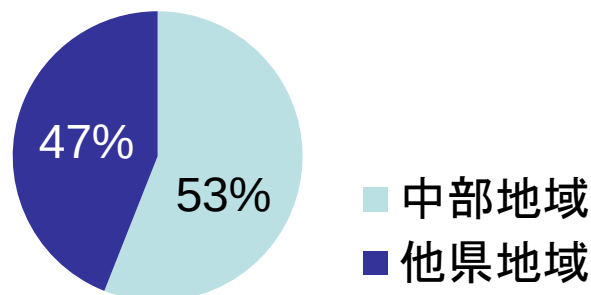
中部地域における現地取締り情勢

平成30年度

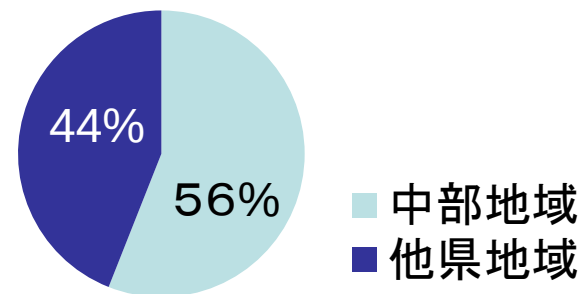
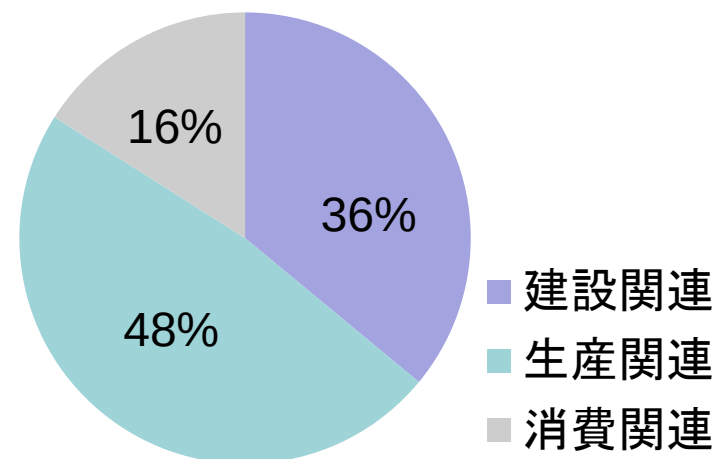
○積荷別



○地域別



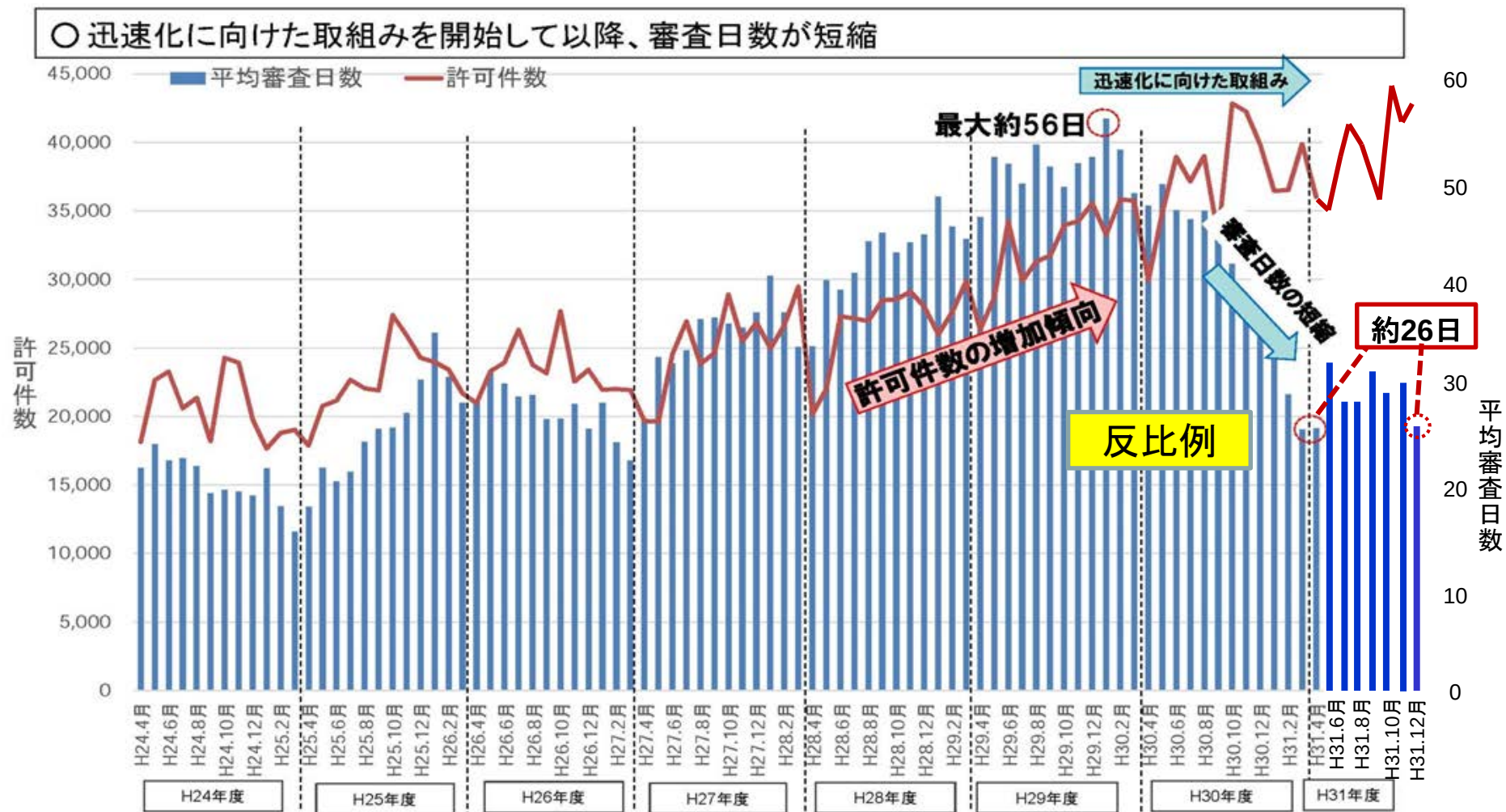
令和元年度（4月～12月）



【中部地域（愛知、岐阜、三重、静岡県）と他県ナンバーとの割合を示す】

(4) 活動の効果検証(審査の迅速化PTの取り組み)

特殊車両通行許可の審査日数の推移

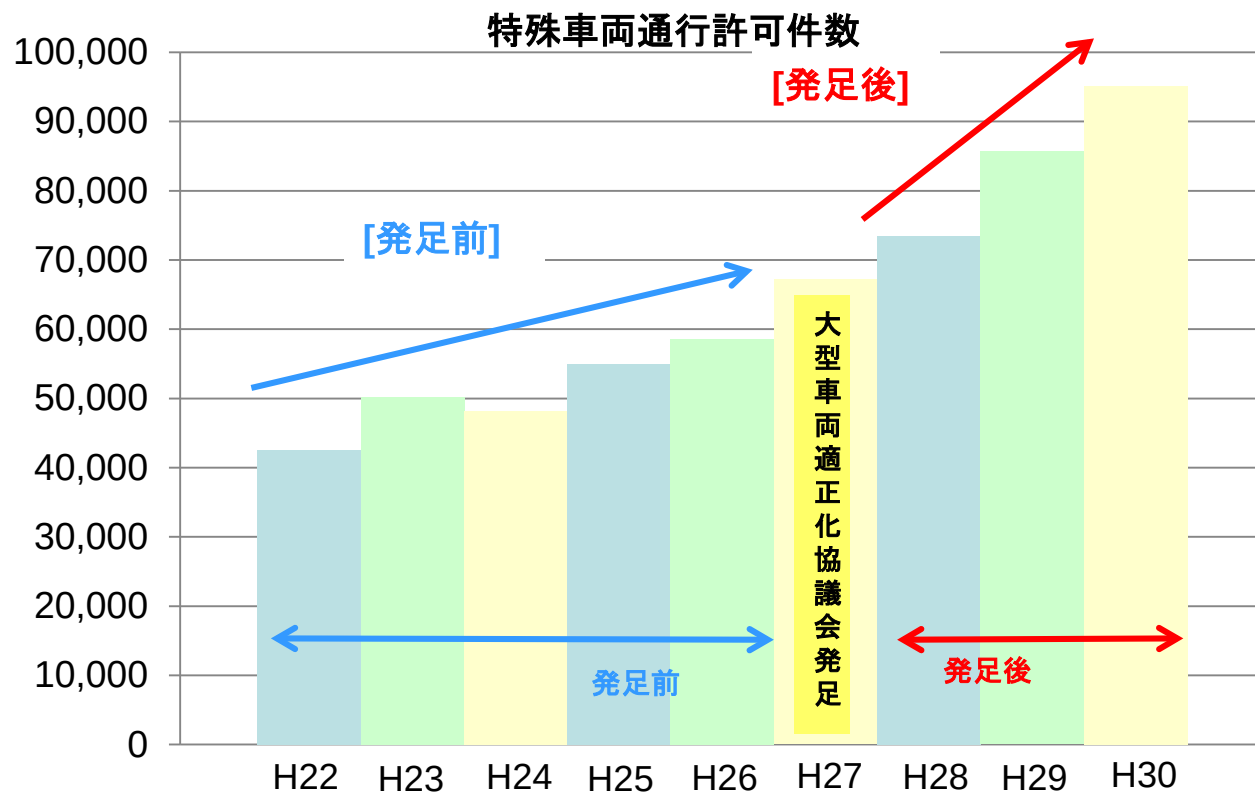


（４）活動の効果検証（特殊車両許可件数の推移）

特殊車両通行許可件数の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	合計
許可件数	42,581	50,205	48,229	54,982	58,621	67,190	73,509	85,673	95,150	576,140

- 協議会発足前（5年間）より協議会発足後（2年間）では許可件数の、伸び率が倍以上
- 協議会における街頭PR活動、講習会等の広報活動や現地取締り活動の効果



■ 毎年2倍の伸び率

- ・発足前と後の比較
協議会発足前
5年間 9.5%増加/年
協議会発足後
3年間 19%増加/年

発足前と比較し
2倍の増加率
で許可件数が増加

- ・今後も許可件数の増加が見込まれる

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

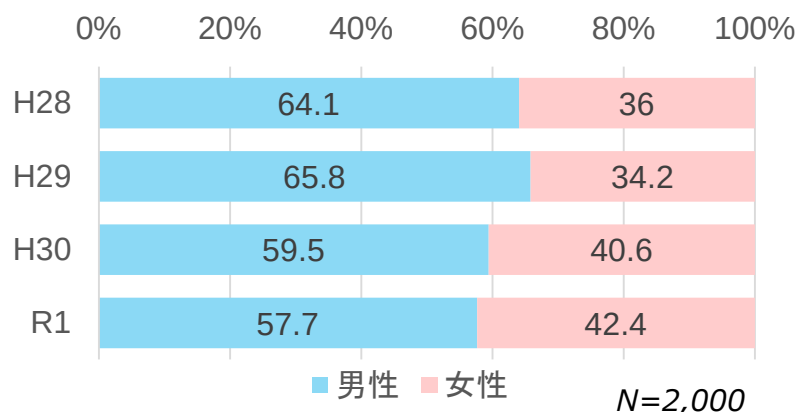
大型車の通行適正化に係る法令の知識や違反車両の要因に係る意見を問うアンケートを実施

サンプル数：2,000人（岐阜、静岡、愛知、三重県在住者）

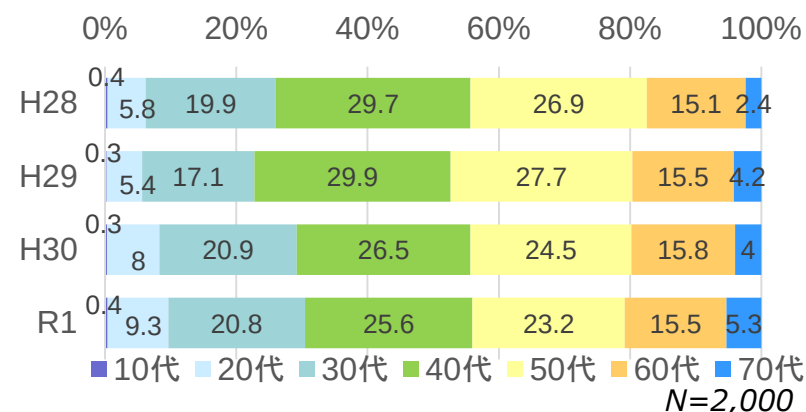
設問内容：大型車両通行適正化と道路構造の保全に関する事項（車の過年度に実施したWebアンケートの設問内容と同様）

属性：過年度と同じ属性

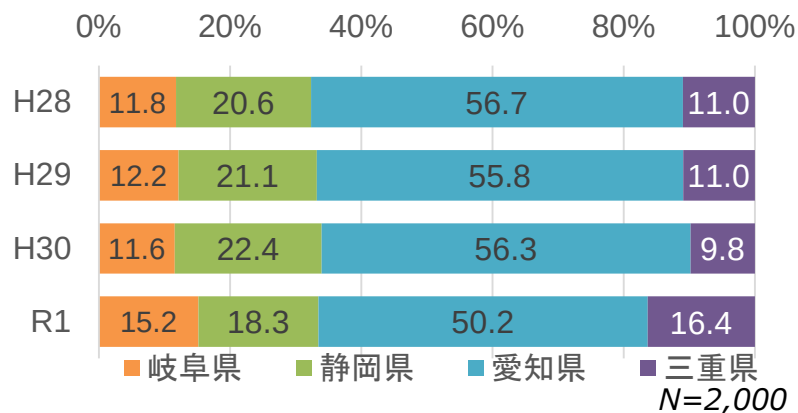
◆性別



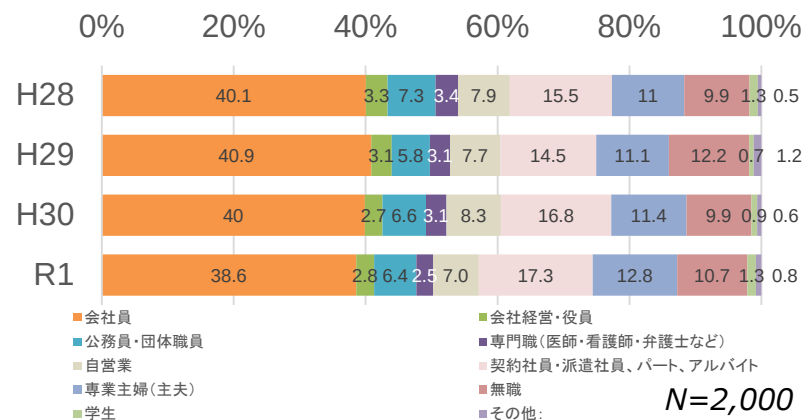
◆年代



◆居住地



◆職業

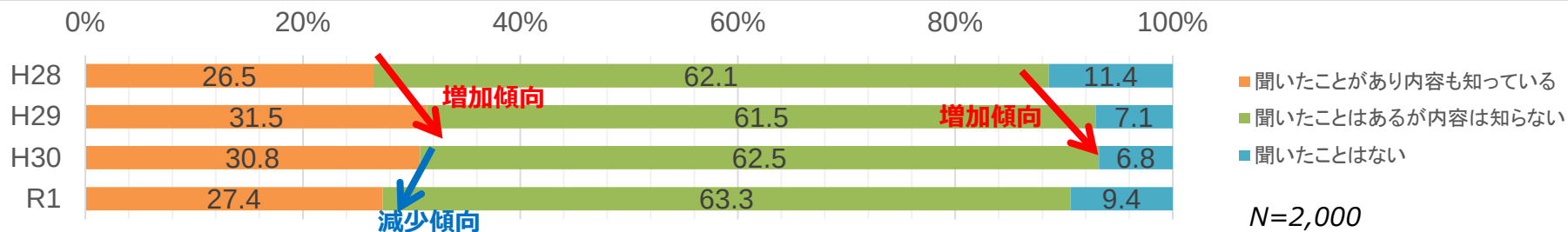


(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

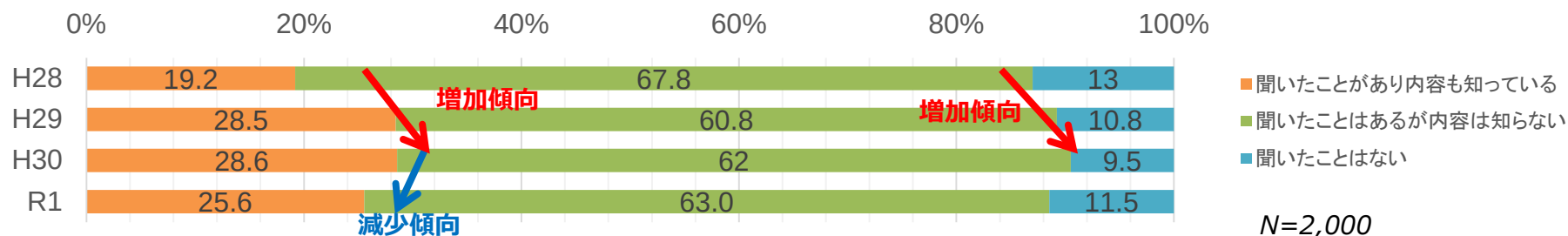
- 大型車の通行適正化に係る法令に関する知識について、“聞いたことがある”回答者は増加傾向にあったが、今年度はやや減少。
 - “内容も知っている”の変化はH29, 30から3ポイント程度減少し、H28の水準を若干上回る程度。
- ⇒ これまでの**広報活動等の効果がみられるものの、法令遵守につなげるため内容を理解させる広報活動が必要**である。

【大型車の通行適正化に係る法令に関する知識】

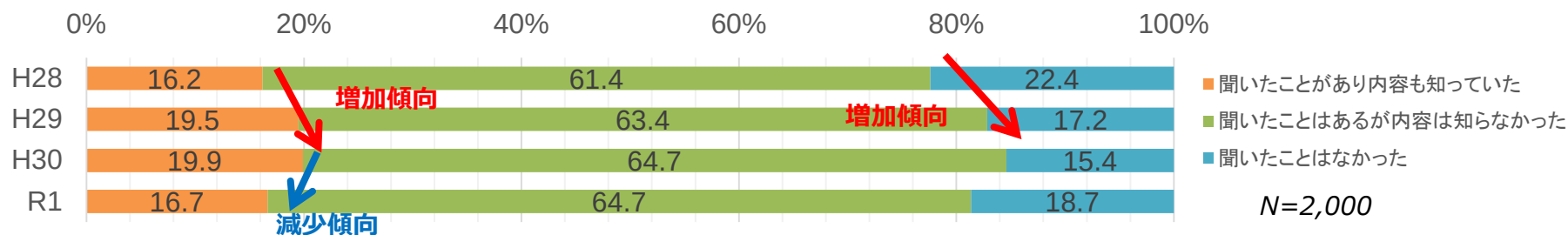
Q1.車両に積める荷物の長さ・重さは法令で決められていることを知っていますか。



Q2.道路を通行できる車両の長さ・重さは法令で決まっていることを知っていますか。



Q3.車に積める荷物の長さ・重さ、道路を走れる車の長さ・重さなどは、それぞれの法律で規定されており、その数値が異なることを知っていましたか。



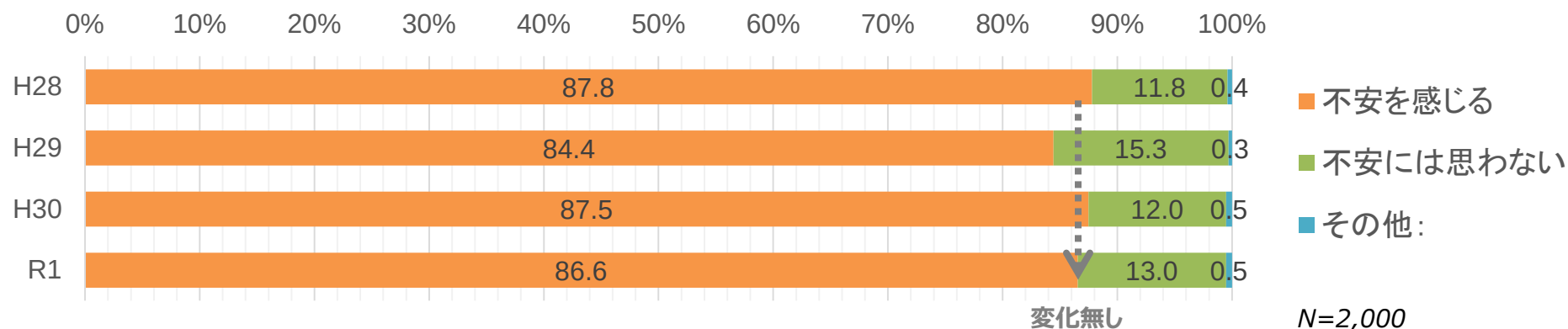
(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

- 道路構造物の老朽化に関わる知識について、過去3年間での変化は見られないが、「道路構造物の老朽化に不安を感じる人」が9割近くを占めており、**老朽化に対する不安を抱えている人が大半を占めている。**

【道路構造物の老朽化に係る知識】

Q1. 全国の橋梁のうち、高度経済成長期に整備されたものが全体の約3割を占めるなど、道路構造物の高齢化が進行しています。

この現状に関するあなたの意見を教えてください。



▼ 自由記述



道路施設の高齢化は災害時の復旧の遅れにもつながると思うので早急に改善していったほうが良いと思う。



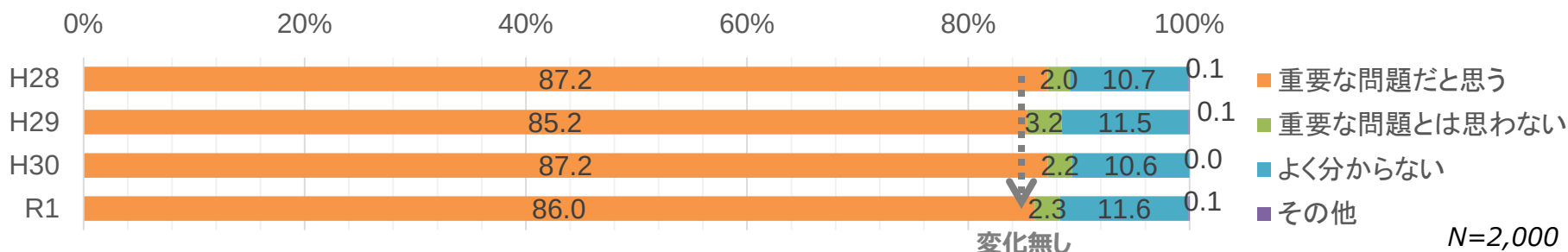
道路施設の高齢化が怖いです。テレビの衝撃映像などで道路が急に落ちるところを見たことがあります。避けようもないため未然にメンテナンスしてほしい。

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

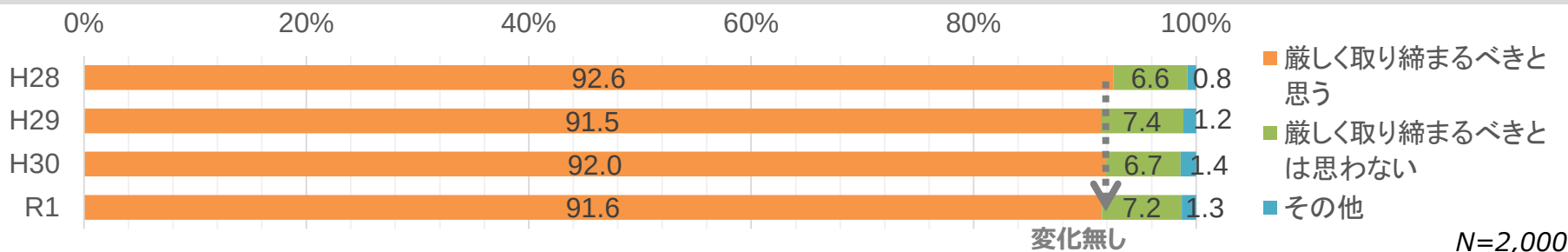
- 道路構造物に与える違反走行車両に係る意見について、過去4年間で意見の変化は見られないが、**違反車両に対する問題の重要性や厳しい取り締まりの必要性を感じている人が9割程度占めている。**

【道路構造物に与える違反走行車両の影響に係る意見】

Q. 1 違法な重量超過車の通行は、わずかな重量超過であっても、道路や橋の寿命を大きく縮めることが分かっている。ごく一部の違反車両が、道路を劣化させる主要因となっている事に関するあなたの意見



Q. 2 前問の違法重量超過車両への対応に関するあなたの意見



▼ 自由記述



違法重量超過車両の問題は、**人命にも関わる**ことなので、その原因の改善と警察の取り締まり、罰則を強化して欲しい。



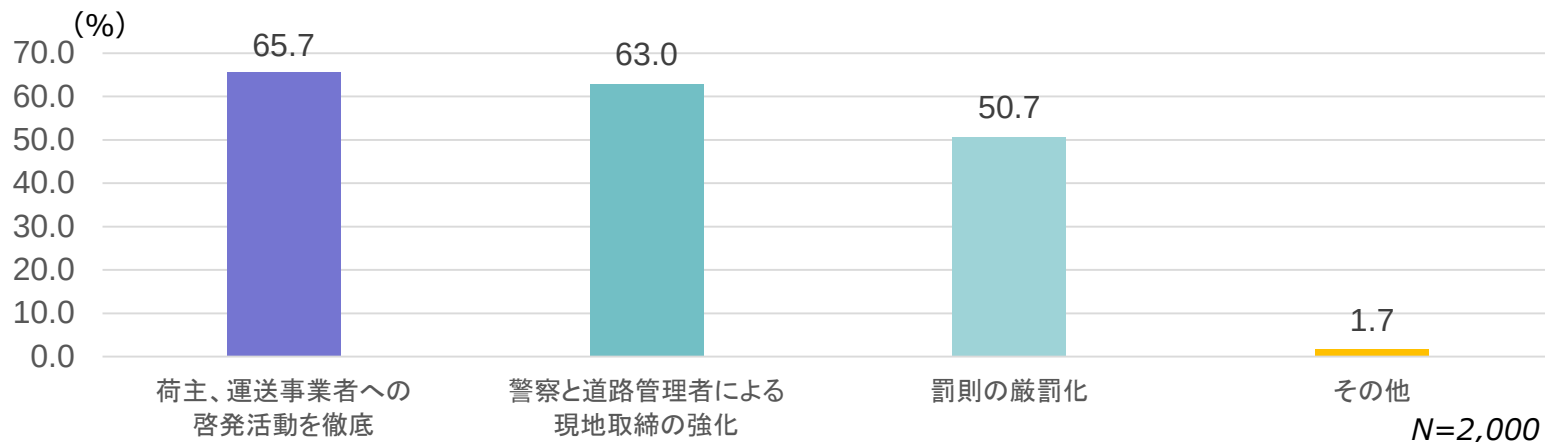
法令や厳罰化をしても**業者や荷主の意識改革**がなければ解決しない。

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

- 違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見について、啓発活動、現地取締の強化及び罰則の厳罰化がいずれも5割以上を占め、特に、**荷主や運送事業者への啓発活動**や**現地取締の強化が効果的な対策**という意見が多い。
- その他、物流業界の改善（意識改革や働き方、賃金等）を求める意見もあった。

【違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見】

Q. 違法な重量超過車両を減らすためにどのような対策が効果的だと思いますか。（複数回答可）。



▼ 主な自由意見

【啓発活動について】

- 道路インフラの劣化の面からその危険性、問題の深刻さを訴えて、国民の意識を変える必要がある。**
- 身近な問題ではあるが、あまり危機感を感じないことばかり。**視覚的にわかりやすい表示などがしてあると危機感を感じる。**
- 事故や被害状況の具体例を顕在化し、もっとPRすべき。**
- SNSを活用して広めてください。車を持っていない若者は情報には敏感なので拡散してくれる。**

【取締強化や罰則の厳罰化について】

- ずっと以前に比べ積載超過の車が減ったと思われるが、安全のため看過できないので、取り締まりや罰則を強化してほしい。
- 法律を守っている企業が報われる仕組みが大切。**
- SNSなどからの通報**を利用しては。
- 明らかに積載オーバーの車両の**動画投稿による車両特定。**

【その他の意見】

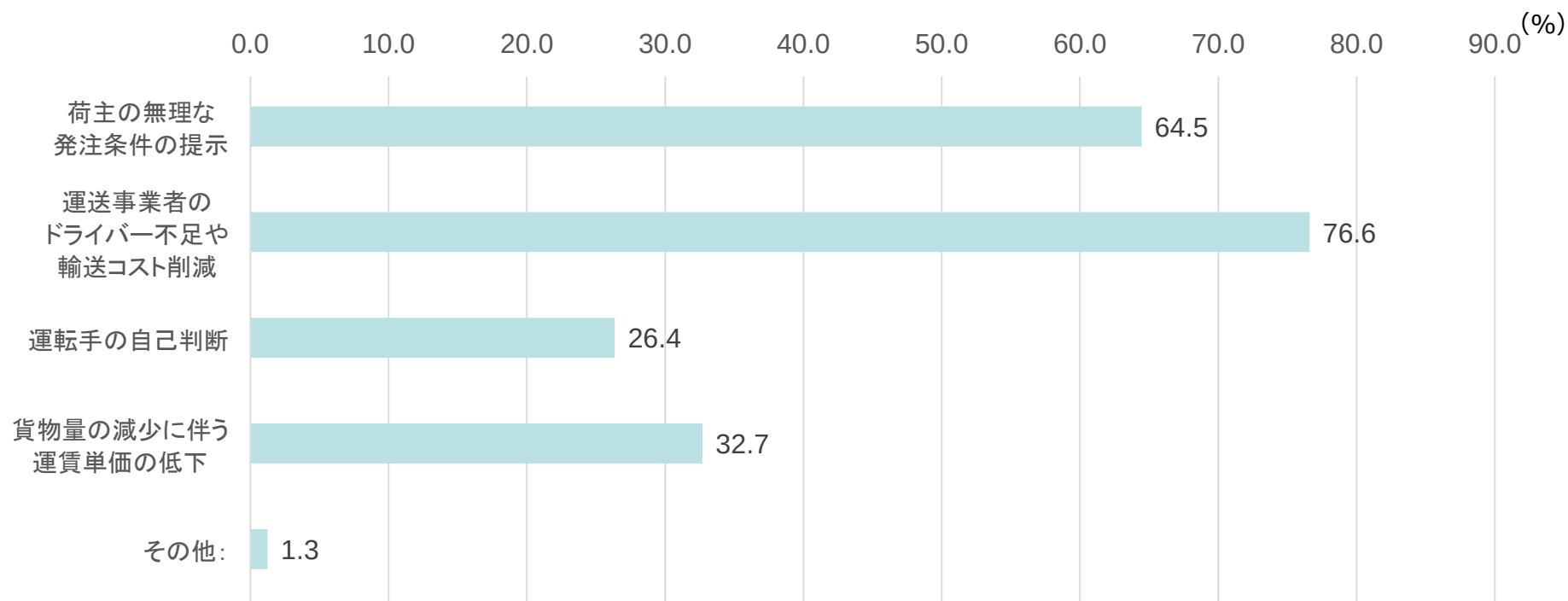
- 運転手に対する意識教育とともに雇用者に対する罰則規定の強化並びに運搬費の適正化が必要。
- 業界の立ち位置として、**運送業が弱かったことから起因**していると思う。現在、大手が運送料の改善などしているようなので、このまま推進して欲しい。
- 配送事業者だけでなく荷主も協力して進めるべき事項。**推進にあたっては、価格面で不当な扱いを受けないように法整備も必要と感じる。

【参考】活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

- 違法な重量超過車両がなくなる背景に係る意見について、**荷主側及び運送事業者側に問題**があるといった意見が半数以上を占める。
- その他の意見として、知識不足や意識や賃金の低さなど、物流業界全体の問題と捉える意見があった。

【違法な重量超過車両がなくなる背景に係る意見】

Q. 違法な重量超過車両がなくなる背景として何が考えられますか。(複数回答可)。



N=2,000

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

アンケート結果

- 協議会活動もあって大型車通行適正化に関する認知度は9割以上。
- インフラの老朽化に関心度が高く、違法な重量超過車両に対し、厳しく取り締まるべきとの意見が9割を超えて続いている。
- 効果的な対策として、「荷主や運送事業者への啓発活動」や「現地取締の強化」といった意見が多い。



- ・今後も広報活動を継続し、荷主や運送事業者への意識醸成を図る。
- ・効果的な取締り方法を検討し、公共事業違反ゼロPTの活動を強化
- ・特殊車両許可期間の長期化による無許可走行を抑止
- ・審査期間を短縮化させるPT活動を更に強化

資料2

令和2年度活動方針(案)

- (1) 広報計画
- (2) 現地取締りの推進
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4) 今後の協議会運営

(1) 広報計画(各委員の取組み計画)

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
4月			・取締り実施結果ツイッター（通年） （中部地方整備局・国道事務所）
5月	・海コン街頭取締り（愛知県トラック協会） ・春の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布（ネクスコ名古屋）	・特殊車両通行許可手続き説明会（三重・静岡県トラック協会） ・初任者向け研修会（愛知県）	・過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出（名古屋高速公社）（通年）
6月		・全ト協特車講習（TV講習）＜初・中級＞制度概要（岐阜・三重県トラック協会） ・便覧収録作業研修会（愛知県）	・過積載防止啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の提示（ネクスコ中日本名古屋）（通年）
7月	・夏の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ネクスプラザフェスティバル ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布（ネクスコ名古屋）	・車限令違反者講習会（毎月実施予定）（ネクスコ名古屋）	・HP掲載（静岡県）（通年・随時） ・会報誌に周知広告掲載（名古屋商工会議所）
8月	・道路ふれあい月間「道の日」イベント（静岡県）	・特車講習会（愛知県トラック協会） ・全ト協特車講習（TV講習）＜初・中級＞オンライン申請（岐阜・三重・静岡県トラ協会）	・道路ふれあい月間に合わせ、特車窓口でリーフレットの配布（名古屋市）
9月	・秋の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布（ネクスコ名古屋）	・特車講習会（愛知県トラック協会）	・HPへの掲載（ネクスコ名古屋）（通年）
10月		・道路情報便覧収促進勉強会・三河地区（愛知県）	・交通安全環境フェア（愛知県トラック協会） ・メルマガ・HPへの掲載（中部経済連合会）
11月	・海コン街頭取締り（愛知県トラック協会）		・メルマガ・HPへの掲載（名古屋商工会議所）
12月	・年末の交通安全運動（名高速・愛知高速隊） ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布（ネクスコ名古屋）	・全ト協特車講習（TV講習）制度改正周知説明会（岐阜・三重・静岡県トラ協会）	
1月		・トラック事業共同組合講習会（ネクスコ）	
2月	・過積載防止啓発チラシ配布（運送/荷主対象）（三重県トラック協会）		
3月		・特車車両講習会（静岡県トラック協会）	・電光掲示板「過積載防止」啓発（浜松市）

(1) 広報活動 新聞広告、自治体広報誌の活用

- 自治体広報誌等の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
 - ⇒ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を検討
 - ⇒ 新聞広告 ～ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能

荷主のみなさん！無理なお願いしていませんか？

あれも一緒にお願いし、まだ最大積載量まで積んでないでしょ？

積んでしまうと、あそこが壊れないかな・・・

ダメならばもう、お宅とはおしまいだよ？

荷主のみなさん、ご存知でしたか？「知らなかった。」では済まされない！

許可重量の超過は、無許可となり犯罪です。

道路法第47条第2項 同法第104条

罰金 100万円以下

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

特車取締りに関して違反があった場合、違反者に対し荷主情報の聴取を行います。

罰金 100万円以下

道路法第47条第2項 同法第104条

事務局：国土交通省 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

中部地方整備局 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

中部地方整備局 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

荷主向けチラシ

「コンプライアンス宣言！」しましょう

特殊車両通行許可制度は、今後新たな制度の創設により手続きの簡素化を目指します。～迅速で快適な物流を見守る～

【配信事業者】リアルタイムな位置情報で正確な到着時刻を予測 ⇒ 荷待ち時間を短縮

急ブレーキ情報等により運転の危険箇所をピンポイントで特定 ⇒ ドライバーの安全確保

ETC2.0トラック等の位置情報 18時10分 18時40分 17時57分 17時30分

急ブレーキ 急ハンドル 急ブレーキ -0.42G 急ハンドル 0.05G

目的地 物流拠点等

トラック等運行ルート

コンプライアンス宣言しませんか？中部地方整備局では、道路のコンプライアンス宣言をお待ちしております。詳しくは下記、事務局まで問合せ下さい。

特殊車両通行許可に関する企業の好事例が掲載中

事務局：国土交通省 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

業界紙向け広報(イメージ)

荷主のみなさん、ご存知でしたか？「知らなかった。」では済まされない！

許可重量の超過は、無許可違反となり犯罪です。

罰金 100万円以下

道路法第47条第2項 同法第104条

その雇用主である運送事業者も同様です。

特殊車両通行許可制度について詳しくは <https://www.teikousyokukin.jp/PR/> (上のアドレスからアクセスできます)

特車取締りに関して違反があった場合、違反者に対し荷主情報の聴取を行います。

事務局：国土交通省 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

中部地方整備局 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

中部地方整備局 中部地方整備局 TEL:052-953-8178

一般新聞用広告(イメージ)

【企業一覽】

日本通運株式会社 中部機運建設支店 車検証の最大積載量と積載物の重量確認及び積載時の実重量の確認の徹底  確認の徹底 情報の共有	パシフィックブルー株式会社 出発前ミーティングや許可証の照合などによる安全輸送の確保  確認の徹底 情報の共有 荷主への対応 その他	平井運輸有限公司 走行ルートの確認と通行条件の確認等、注意の徹底  確認の徹底 教育強化 その他	株式会社 北勢オイルサービス 通行許可の取得忘れ防止、許可条件遵守の工夫やドライバーへの伝達、取引先との意思疎通  確認の徹底 情報の共有 その他	清水飼料 有限会社 出発前の確実な重量測定を行う管理でドライバーとの信頼関係の確保  確認の徹底 情報の共有	株式会社 平野重機 運行前の確実な確認と荷主と連携した過重対策  確認の徹底 荷主への対応 その他
青山建設運輸有限公司 荷主への特発車間通運行の説明ドライバーへの特別指導の実施  確認の徹底 教育強化 荷主への対応 その他	拓運送株式会社 軸重・車両総重量の計測、デジタルロードレシでの管理  確認の徹底 その他	D 株式会社 タイコ商運 乗務員への指導教育、安全意識向上に向けての取り組み  確認の徹底 情報の共有 教育強化 その他	トヨタ輸送株式会社 独自の「TLEP教育」を生かした、大型車の適正かつ安全に対する総合対策を実施  確認の徹底 教育強化	サンワ産業株式会社 ドライバーへの「安全講習会」を定期的に開催し、防犯制度、交通事故の防止やエコ運転等幅広い教育を効果的に行っている  確認の徹底 教育強化 その他	株式会社 ユースロジック 出発前の点検において、運行管理車がエリアマップを用いて、運行ルートや運行時間の確認を行い、指示を徹底している  確認の徹底 教育強化
日本陸送株式会社 東富土営業所 荷主と運送会社の「法令遵守」意識を会わせるための各荷主を訪問し、車両制限令、特発運行許可制度の周知徹底の活動を実施している  確認の徹底 教育強化 情報の共有 荷主への対応	株式会社鈴与カーゴネット浜松 運行管理者による特発車間の適正運行に対する取組と、荷主に対する大型車適正化への選定等の申し入れ  確認の徹底 情報の共有 荷主への対応	安 有限会社 安八重機 乗務員との相互確認による信頼関係の確立  確認の徹底 教育強化 情報の共有 荷主への対応	駒運搬機工 株式会社 コンプライアンスなくして安全な、安全な会社の存続なし  確認の徹底 教育強化 情報の共有	三重電機株式会社 毎日の運行前点検や、全従業員参加の安全教育により、年間を通しての車両故障「0」ゼロ、交通事故「0」ゼロに取り組んでいる  確認の徹底 教育強化 その他	

選定委員会のタイムスケジュール

H31.3.14~

月	手続き	選定委員会	協議会
4	公募		
5			
6			
7		選定	
8			
9			
10	公募		
11			
12			
1		選定	協議会
2			
3			

4

4

2

7

17

☑確認の徹底(A) ☑教育強化(B) ☑情報の共有(C) ☐荷主への対応(D) ☑その他(E)

株式会社 速水運輸



物流を通じて人を救う心を育て
感謝の気持ちを力の源に
力強く地域社会に貢献し
高い志と広い視野で時代の一步先を進みます

会社概要

弊社は、【建設機械】【産業機械】【長大物】を得意とする地場輸送の技術集団です。近年は高い技術力により評価を頂き、チャーター一箇にて全国各地にも輸送し、従来の得意分野のみならず、エアーサスベンジヨンの利点を生かし、精密機械向け一級輸送まで、ありとあらゆるお荷物を迅速丁寧にご輸送いたします。



取組概要

事例① ハイテック利用の安全運転でネジメント (A・E)

当社においては、「総合管理システム」を導入しており、お客様からのお電話を要注した時点から、予定表、実運送管理、当日の伝票・納品書発行等作業工程や特殊車両通行許可状況等まで一連の業務内容が追跡できるシステムで、トータル的に一元管理するサーバーのバックアップ体制を確立している他、ドライブレコーダーの記録から安全統括管理者が定期的に運行履歴と運転日誌に誤りがないかなどを確認して管理している。また、衛星携帯電話を導入して、いつ起こってもおかしくない各種災害に備えて、各ドライバーに配布している。

事例② 教育研修等 (B・C)

社員の人材育成を図るため、「安全会議」を毎月開催し、安全管理者や特殊車両通行許可制度の教養やドライバーとしての知識を向上させる教養を実施し、KYトレーニングや事故報告、ヒヤリハット体験等層別の教養を実施し、その資料についても営業所内掲示や自社HPに掲載する他、社内Webにも公開をして社員全員に情報の共有をしている。

事例③ 安全運転意識の向上とエコドライブの励行 (E)

配置される全ての大型車に、GPS、ドライブレコーダー、デジタルコグラフを搭載してリアルタイムにドライバーの状況を把握することができるほか、ドライバーの安全意識向上と共に、エコ運転による地球温暖化防止の貢献も強化され、健康管理に配慮した勤務管理が徹底していることから、グリーン経営賞 永年表彰や健康経営優良法人の認定を受けている。

事例④ 社員及び社員の家族等とのコミュニケーション (E)

総合作業管理システムによる社員の勤務時間等を管理して、長時間労働の削減に向けた取組を行い、休日には十分静養をして家族との時間を大切にすることで、業務ではメリハリを付けて働くことができ、一人ひとりが生み出す生産性を高めているが、支えてくれる家族等を交えた交流行事を積極的に行っている他、「児童絵画コンクール」による親子のふれあい活動も充実させている。



取組①・③管理システム状況



取組②教育研修の状況



取組④コミュニケーション状況

関連サイト株式会社速水運輸HP

(1) 広報活動 好取組の共有による大型車両適正化の促進



大型車通行適正化について

■大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

■国民の資産である道路が傷ついています。

- 一部の違法な重量超過車が道路を短命に！
- 道路の老朽化対策を実施中！

■ルールを守った通行をお願いします。

- 大型車の通行には許可が必要です！
- 道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針

■特車に対する一般車両へのご注意

～大型車両の近くを走行する時は注意して走りましょう～

■ETC2.0を利用した物流支援

■特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

【企業一覧】

日本通運株式会社 中部重機建設支店

車検証の最大積載量と積載物の重量確認及び積載時の重量確認の徹底

確認の徹底 情報の共有

バソフックリー 株式会社

出発前ミーティングや許可証の取合などによる安全輸送の確保

確認の徹底 情報の共有 自主への対応 その他

青森建設建設有限公司

荷主への特殊車両適正運行の説明とドライバーへの特別指導の実施

確認の徹底 教育強化 自主への対応 その他

拓通送株式会社

輸重・車両総重量の計測、デジタル記録による管理

確認の徹底 その他

日本陸送株式会社 東京10営業所

社員に対する特殊車両適正運行についての教育の強化と車検許可証・車両情報の全体共有

確認の徹底 教育強化 情報の共有

株式会社鈴与カーゴネット浜松

運行管理者による特殊車両の適正運行に対する取組と、荷主に対する大型車適正化への進捗等の申し入れ

確認の徹底 情報の共有 自主への対応

施策情報

交通安全(事故ゼロプラン) / ITSに関する情報
 / 共同溝・電線共同溝・情報BOX / 道路整備効果事例集 / 良好な道路環境の創造を目指して / ボランティア・サポート・プログラム / 日本風景街道
 / 名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク / 高速道路利用案内 / スマートIC / 地方小委員会 / 防災技術専門委員会 / 国道(国管理)の維持管理 / 道路の老朽化対策 / 道路管理防災・震災対策検討分科会 / 中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 / 道路交通渋滞対策推進協議会 / 国道23号通行ルール(名古屋南部地域) / ラウンドアバウト / 大型車通行適正化 / 中部の交通安全 / 副読本 / 路切道対策 / 社会実験 / 道路協力団体

ページの先頭へ

中部地方整備局

道

大型車通行適正化

特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

安全で住みやすい

中部を目指して

国土交通省

中部地方整備局

採用案内

スマートフォン版はこちら

文字を大きくする

大きさを元に戻す

※サイトマップ ※意見・お問い合わせ

緊急情報

ただいま、災害緊急情報はありません

高い倫理意識をもつ組織を目指して
(不正事象を露見させた整備局の対応)

平成30年度 大規模津波 防災総合訓練

平成30年度 大規模津波 防災総合訓練

フォトギャラリー【一覧】

現場へ行く

旬な現場

事業別で探す

川

道

港と海

まちづくり

国の建物

ユーザー別で探す

家族(おでかけ)

子ども(学習)

中部地方整備局

防災情報ポータルサイト

(TEC-FORCEに関する情報はこちら)

新着報道発表 Press Release >>>一覧(事務所分含む)

10月9日 行政関係者等 約100名が参加し迅速な対応で被害を最小限に
平成30年度 未曽有川水水害事故対策訓練 NEW

10月9日 優秀な発表論文を表彰しました NEW

10月5日 中部地方整備局事業評価監視委員会(平成30年度第3回)を開催します。

10月4日 138ターパークツインアークのメークリスマス2018(ILミネーション開催決定) テーマは星空アドベンチャー〜明日へのコパス

10月3日 秋の高山祭期間 賢く渋滞を回避して高山に快適アクセス～お出かけ前に渋滞状況とお得情報を確認して、最速高山を満喫！～

10月3日 国道302号の終日上下線通行規制を実施します～名古屋東区2号線(名古屋南環状線)に伴う車線規制のお知らせ～

10月3日 11月3日「大規模津波防災総合訓練」三重県で初開催！～南海トラフ巨大地震に備え、連携訓練で防災力アップ！～

10月3日 牛瀬川の水位を下げて安心に～推進費を活用して川の滩を良くします～

お知らせ >>>一覧

平成30年度 工事監督・検査担当職員研修の開催について NEW
(平成30年9月28日更新)

都市再生特殊措置法に基づく特例道路占用区域の公示について NEW
(平成30年9月28日更新)

平成30年度中部地方整備局管内事業研究発表会の開催(9月28日) NEW
(平成30年9月19日更新)

～ETC/ETC2.0～公費交付は9月10日をもって新たな基準を適用します～
(平成30年9月10日更新)

「中京ブロック発注者協議会自己評価結果」を掲載しました

中部地方整備局の組織と仕事
組織概要
管内事務所
中部地方整備局の仕事
予算関係情報
就業体験情報(インターンシップ)
整備局へのアクセス

採用情報

管内事務所・管理所
総合相談窓口(整備局全般)
個別相談窓口
情報公開請求受付窓口(全国一貫)

関連機関リンク
国土交通省関連
独立行政法人
地方自治体等
その他

おでかけ情報

広報・広聴
道路の老朽化対策パネル展
防災関係パネル展
環境見学一覧
講師の派遣
意見募集
インターネットモニター
記者発表
整備局の取り組み

公開情報
入札・契約情報
建設関係情報
予算関係情報
コンプライアンスの取組(発注者調和保持)

用地取得の進捗状況等
情報公開のご案内
事業評価
道路の状況
国土交通省行政処分情報検索サイト
国土交通省オンライン申請システム
公文書管理
その他

おすすめ

- ◇ 好取組の共有による大型車両の適正化を図るため
- ◇ 多くの会員に周知する新たなアイテムを採用した



■ HP画面への簡素化
スマートホンのコードリーダーから
直接閲覧可能なアイテム採用

好取組みを募集する「お知らせ」の
用紙に添付

お知らせ

～ 特殊車両の適正運行の促進 （好取組みの募集）について

愛知県トラック協会では、特殊車両に係る通行制度の見直しや、通行の適正化を図るなどを検討する「大型車適正化に向けた中部地域連絡協議会」に参画し、適正化に向けた取り組みを実施しているところであります。

この協議会では、中部管内のトラック運事業者の適正運行の優れた取り組みを公表・共有することにより、この取り組みが業界全体へ波及することを目的に、適正運行の促進に向けた「好事例」として中部地方整備局HP内に掲載し公表しております。

会員の皆様で好取組を実施している事業者におかれましては、是非ともご応募・ご協力をお願いいたします。

なお、募集いただいた事例につきましては、審査のうえ社名とともに上記協議会ホームページにて公表を予定させていただきます。

記

■特殊車両適正運行に対する企業の好事例集（中部地整HP掲載）

URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html#img6

■問い合わせ先（興味のある方はご連絡ください）

愛知県トラック協会業務部業務課（成田）

TEL 052-871-1922 Eメール: s-narita@aitokyo.jp

※ 愛ト協事務局にて取り纏めをし、協議会へ提出いたします。



特殊車両適正運行に対する企業の好取組集

各種情報

[HOME](#) > [各種情報](#) > [会員の皆様へ](#) > （中部地整）大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について（QRコード追加）

（中部地整）大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について （QRコード追加）

投稿日：2020年1月15日 | 最終更新日時：2020年1月15日 | カテゴリー： [会員の皆様へ](#)、 [国・行政](#)、 [愛ト協](#)

中部地方整備局「大型車適正化に向けた中部地域連絡協議会」では特殊車両に係わる適正運行の促進に向けた「好事例」を募集しております。

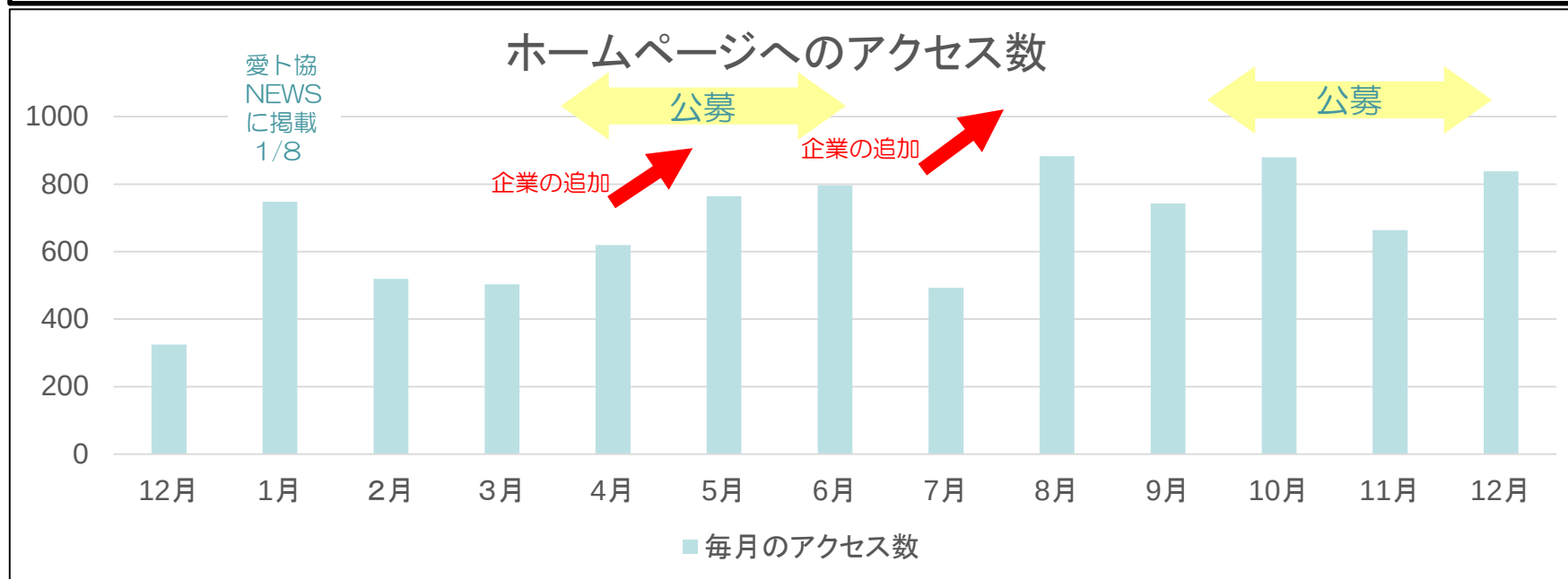
詳しくは、下記ファイル(PDF)をご覧ください。

[大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について](#) [PDF](#)

（PDF内に「特殊車両適正運行に対する企業の好事例集」WebページへのQRコードが追加されています。）

大型車通行適正化に対するアクセス回数の推移

- ◇ アクセス回数は徐々に増加傾向
- ◇ 公募実施期間や企業の追加によりアクセス回数が増加する



特殊車両適正運行に対する企業の好事例集 ホームページ掲載から1年間の状況

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
回数	325	748	519	503	620	764	796	493	883	743	880	664	354	8292
	2018年 12/18から					5/21 2期追加			8/20 3期追加			2019年 12/17まで		

開催開始から1年間のアクセス回数 : 8292回
1日の平均アクセス回数 : 23回

- ・「ホワイト物流」推進参加企業への賛同企業数について、運輸業、郵便業が多数参加
- ・物流の運送内容の見直しや業務の改善を提案した

2020年（令和2年） 2月5日（水曜日）

「ホワイト物流」推進参加企業への賛同企業数について

国土交通省はこのほど、昨年12月末時点での「ホワイト物流」推進運動への賛同企業数を、業態別（運輸業、郵便業、製造業、卸売業、小売業、情報通信業、複合サービス業、建設業）に集計した。昨年3月以降、上場企業等約6,300社に対し、企業から同運動への賛同

賛同企業 744社



（週刊）毎週水曜日発行
 発行所 運輸世界新聞社
 郵便番号 453-0042
 本社 名古屋市中村区大沢町3-39
 電話 052 (471) 2512
 FAX 052 (471) 2530
 携帯 090-1748-8329
 E-mail unyusekai@dream.com
 編集兼発行人 保母 修
 郵便振替 00870-2-58912

表明である「自主行動宣言」を提出していった。その結果、業態別では、運輸業、郵便業が317社（最も多く、次いで製造業が290社、卸売業、小売業が82社、情報通信業が15社、複合サービス業が14社、建設業が5社）となっている。

「取組項目別」では、

き、荷主企業等に対し、同運動の参加や賛同企業における更なる取組の具体化等について呼びかけることも、取引適正化に向けたセミナーを開催するなど、関係各庁等とも連携しながら、荷主と一体となった取引の適正化に向けて取り組んでいく。

「ホワイト物流」自主行動宣言のあった業態別企業数

1	運輸業、郵便業	317社	5	複合サービス業	14社
2	製造業	290社	6	建設業	5社
3	卸売業、小売業	82社		その他の合計	31社
4	情報通信業	15社		合 計	744社

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！



賛同企業紹介

多くの企業が当運動への賛同を表明しています。

現在の賛同企業数

令和元年12月末時点

744社

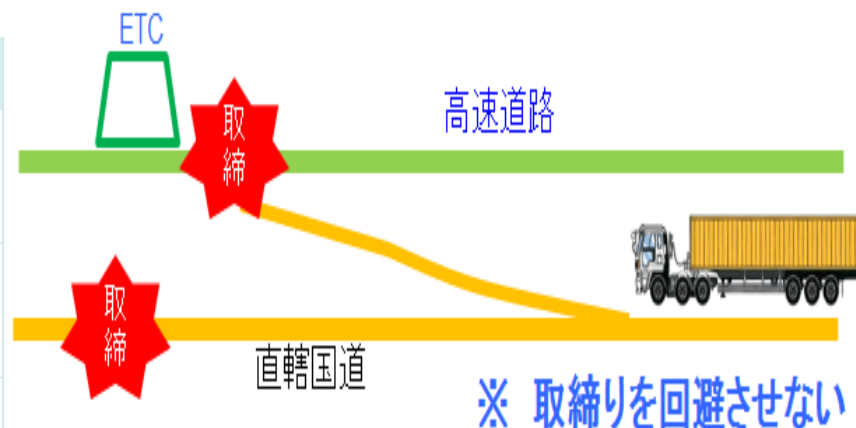
(2) 現地取締りの推進

より効果的な取締り活動の推進 「関連箇所取締り」

- ◇ 取締りにおける違反率の低下等、これまでの取り組みに一定の成果が認められている一方で、未だ違反通行車両は存在しており、今後も効果的な取締りを推進する必要がある。
- ◇ 一斉・合同取締りと個別取締りの長所を生かした「関連箇所取締り」を実践し、効果を上げる。

関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果	・遊撃的な実施が困難 ・違反実態に即さない 可能性
個別取締り	・遊撃的な実施が可能 ・違反実態に即した 取締りが可能	・広報効果が限定 (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	・高い波及効果 ・違反実態に即した 取締りに近づく	・関係機関との調整



➤ 令和2年度の方針

各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施し、より効果の高い取締りを推進する。

現地取締りにおける車両選定方法

◇ 車線規制式(検問型)

車線を1車線に絞り込み、対象車両を引き込む



◇ 車両選定式(機動力の発揮型)

対象車両を手前から選定し、測定場所まで誘導する



取締方法別	メリット	デメリット
車線規制式	1車線に絞り込み安全	渋滞が発生する場合がある
車両選定式	手前から車両の選定が可能	引き込みの交通誘導が長くなる

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブックを活用した現場点検の実施

- PTメンバーの公共工事に対する現場点検実施 令和2年1月末現在
実施済機関：11関係事業所中 7事業所にて現場点検を実施(中部地整管内)
令和2年度は、公共事業違反ゼロPTの全機関において実施を目標
- 直轄工事における特殊車両通行許可の確認等現場についても継続



特殊車両通行許可等確認表

工事名			
検査者	所属	氏名	
課長			
運送業者			
監督・検査時		チェック	参照ページ
通行許可証の取得			
1	通行許可証が取得されていたか、通行許可証の写しを確認したか	☐	25 38
2	通行許可証の有効期限は、工事の工程と整合がとれていたか	☐	25
3	通行許可を受けた車両は、通行した車両と合っていたか写真等で確認したか	☐	33
通行条件の遵守			
4	条件書等で通行条件を確認したか ・車両の寸法（幅、長さ、高さ）重量 ・誘導車配置の有無 ・時間指定（夜間走行）	☐	25
5	誘導車の配置が条件となっていた場合、誘導車が配置されていたか写真等で確認したか	☐	33
6	夜間通行が条件となっていた場合、指定された時間で通行していたかタコグラフ等で確認したか	☐	33
7	建設現場は適切に分解搬送されていたか、起点・終点で撮影された写真を確認したか	☐	11 33
8	許可を受けた経路を通行したか、運搬経路途中の写真やGPSの記録等で確認したか	☐	33
メ			
モ			

PTメンバー確認表の例

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手續きがされている。	
①許可証もしくは申請書が確認できる	
②下請が手續きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2〜3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬（予定）日が許可証の有効期間内である	
3)運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行（運搬）方法の確認	
1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である （トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認）	
②積載重量と車両重量（自重）の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車検証の最大積載量以下である（道路運送車両法）	
2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線（国道、主要地方道、C・D条件区間等）の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる（起終点のみは不可）	
3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日が、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
3)運搬条件が許可証に記載された条件（誘導車、夜間）で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

直轄工事確認項目の例

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み

- ◇ 中部地方整備局管内の現地取締では、違反構成率が年々減少を継続している
- ◇ 大型車両の通行適正化に関する活動は、年間計画とおり実施され成果が挙がっている

中部地方整備局

- 特車取締りの実施
 - ・ 現地取締り強化
 - ・ WIM取締り強化
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 街頭活動
 - ・ 広報活動
- 公共工事の現場点検
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関との連携
- 会議の開催

県・政令市

- 公共工事の現場点検
- 特車取締りの実施
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 各種講習会
- 広報活動の強化
 - ・ SNS、ツイッター
 - ・ チラシ等の作成
 - ・ テレビ、ラジオ

高速道路会社・公社

- 特車取締りの強化
- 大型車両に配慮したSA・PA等の整備
- 広報活動の強化
 - ・ SNS、ツイッター
 - ・ 電光掲示板
 - ・ 横断幕、懸垂幕
 - ・ テレビ、ラジオ
- 工事現場等の点検

中部地方整備局管内の特殊車両業務取り扱い事務所

- 更なる大型車両の通行適正化
- 重大な交通事故等の抑止（継続）



定着を図る

■ 更なる迅速化への具体的取組み

- PTを通じて、自治体の審査の迅速化支援を加速
- 協議が長期化、協議件数が多い団体



(審査マニュアルの提供・審査要領等)

- 申請者側へのフォローアップ
- 新制度への移行を働きかけるPR

☆ 重点的かつ緊急的に具体的な対策を講じる

特殊車両通行ハンドブック2020 改訂版作成中 2019年から2020年にかけて大幅に制度改正された内容を充実

特殊車両通行 ハンドブック 2020 自動車運転者 運行管理者 必携



大型車両や重量物を積載する車両を 通行させるみなさまへ

昨今、道路の老朽化は喫緊の問題となっており、その老朽化に拍車をかけているのは、0.3%の重量を違法に超過した大型車両であり、道路橋の劣化に与える影響は全交通量の約1割を占める等、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。

みなさまが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。

しかしながら、トレーラやトラッククレーンのように車両の構造が特殊な場合、あるいは大型発電機や電車の車体のように積載する貨物が分割不可能な場合は、道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、通行することができます。

このしくみは道路法における特殊車両通行許可制度にもとづいており、一定の寸法や重量を超過する車両は、事前に特殊車両通行許可が必要となります。

大型車両や重量物を積載する車両を通行させるみなさまに、特殊車両通行許可制度を理解し、適正に道路を利用いただくために、特殊車両通行許可申請の要点や近年の制度改正内容についてわかりやすく解説したハンドブックを作成いたしました。

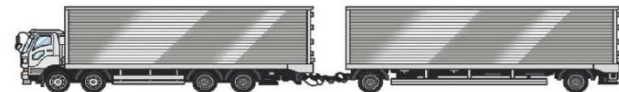
国民の財産である道路を守るためにも、本ハンドブックをご一読いただき、また、お手元においてご利用されることを期待しております。



特殊車両通行許可基準の緩和

□車両長の緩和（ダブル連結トラック）

ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



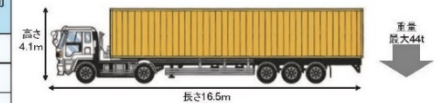
特車許可基準の車両長を緩和
(現行の21mから最大で25mへの緩和)

□国際海上コンテナ(40ft 背高)特殊車両通行許可不要区間

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft 背高)^{※1}

	特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量(t)	44 ^{※2}
車高(m)	4.1 ^{※3}
車長(m)	16.5



□はみ出しの緩和（自動車運搬車両）

現行の規定	【新設】自動車運搬用車両の規定
連結全長18.0mまで ※リアオーバーハングとは (後輪の中心から車両最長部まで)	①はみ出した状態における車両長18.0m以下 ②リアオーバーハング 2.4m以上3.8m未満は最大1.8m 1.9m以上2.4m未満は最大17.5m ③はみ出し長さ 1.0m以下

(3) 審査の迅速化PTにおける取組み

- ◇ 審査の迅速化への取組みは、今後も継続する必要がある
- ◇ これまでの取組みの定着化・更なる迅速化を目指す上では、各組織での意識改革が必要

中部地方整備局

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関状況の把握
 - ・ 情勢等の周知
 - ・ 他機関への援助
- 会議の開催
 - ・ 審査の迅速化PT

県・政令市

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報共有
 - (県)
- 管内市町村の支援
 - ・ マニュアル等整備
 - ・ 担当者のスキルアップ
 - ・ 各組織の状況把握
 - ☆ 原因分析
 - ☆ 早期改善対策

高速道路会社・公社

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報共有
- 迅速化資料等整備
 - ・ マニュアル
 - ・ 車両寸法早見表

中部地方整備局管内の特殊車両審査事務所

- 更なる審査の迅速化
- 更なる個別協議の迅速化



定着を図る（平均10日程度）

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」について

1. 設立趣意

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用が開始されることとなっています。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立するものです。

2. 中部地域連絡協議会の取組みについての考え方

1) ステップ1

- ・連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
- ・情報及び課題共有、適正化に向けた広報戦略の検討

2) ステップ2

- ・適正化に向けた連携した広報の実施
- ・連携した違反車両の取り締まり実施

3) ステップ3

- ・連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
- ・国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

概要

全国の整備局初め取組として、道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車への対策が急務であったことから、大型車両の適正かつ安全な走行に向けて、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換等を行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日に設立しました。



「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」の状況

■ 協議会構成員

- 関係企業団体
 - ・東海商工会議所連合会(名古屋商工会議所)
 - ・一般社団法人 中部経済連合会
 - ・一般社団法人愛知県トラック協会
 - ・一般社団法人岐阜県トラック協会
 - ・一般社団法人三重県トラック協会
 - ・一般社団法人静岡県トラック協会
- 公安委員会
 - ・愛知県警察本部
 - ・岐阜県警察本部
 - ・三重県警察本部
 - ・静岡県警察本部
- 道路管理者及び関係行政機関
 - ・国土交通省 中部地方整備局
 - ・国土交通省 中部運輸局
 - ・愛知県
 - ・岐阜県
 - ・三重県
 - ・静岡県
 - ・名古屋市
 - ・静岡市
 - ・浜松市
 - ・中日本高速道路株式会社
 - ・名古屋高速道路公社

(参加 21団体)

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会 ステップ3の継続

(年1回程度)

広く社会に向けた
広報展開

継続的かつ主体的な取組み

広報活動
(継続)

- 街頭PR
- 講習会
- 媒体活用

・協議会
全体

「好事例」の共有
大型車の適正化
(随時)

- 「好事例」
 - ・公募
 - ・選考委員会
- (年2回)

・トラック協会
・中部地整

公共事業
違反ゼロPT
(随時)

- 現場点検
- 一斉取締り
- 関連箇所による取締り
- 自治体における活動

・道路管理者
・警察

審査の迅速化PT
(随時)

- 審査の迅速化
各種対策

・道路管理者
・関係行政機関

資料3

その他

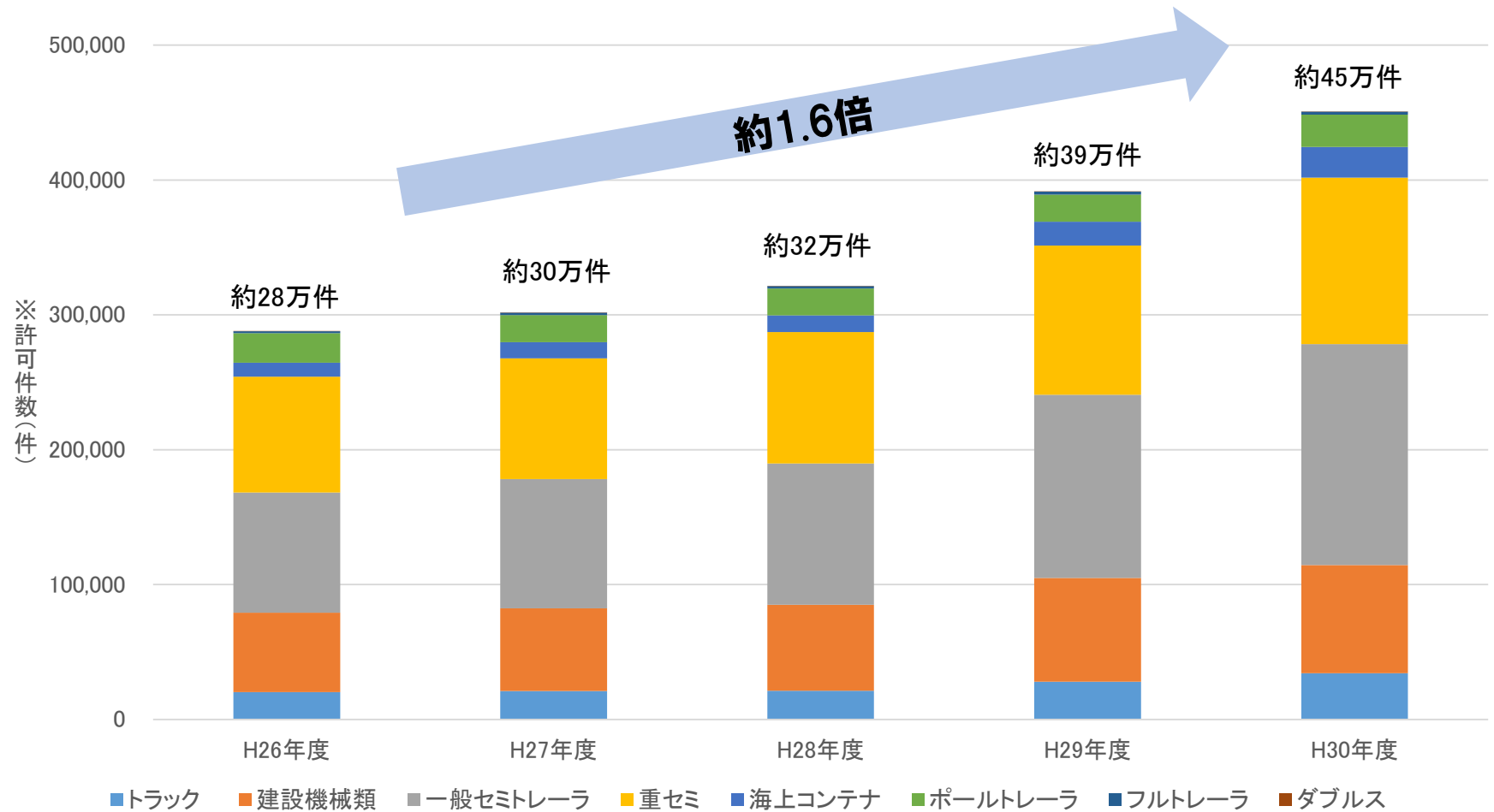
(1) 話題提供

(2) 今後の予定

特車通行許可制度の改善

許可件数の推移

○ ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、許可件数が増加。

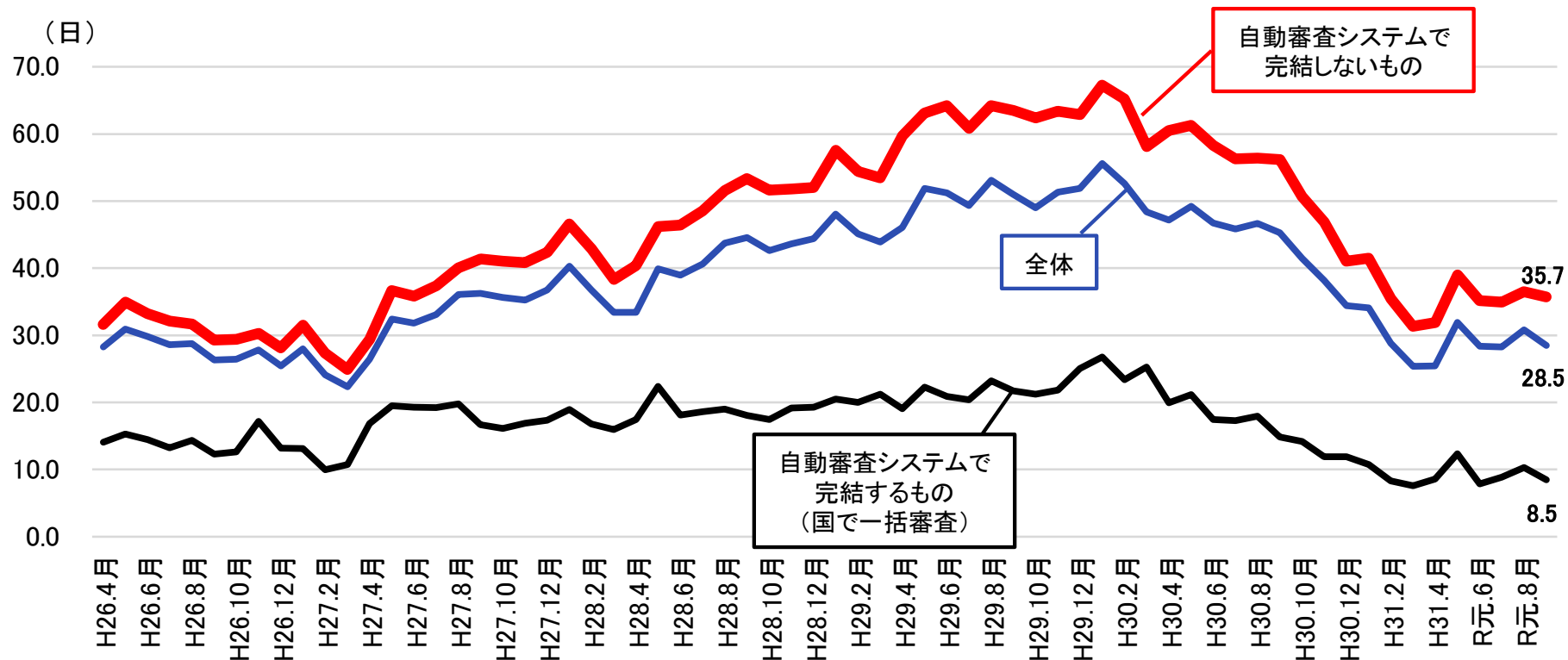


▲許可件数の推移

※国への申請に対する許可件数

審査日数の推移

○ 地方公共団体との協議など、自動審査システムで完結しないものに、依然、長期間を要している状況。

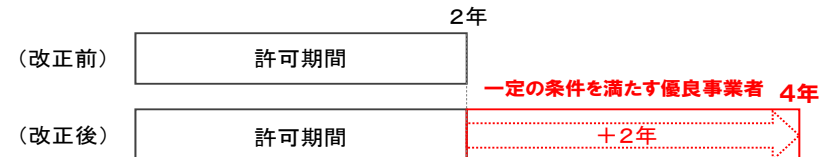


▲ 審査日数の推移 (国が許可した平均審査日数)

審査日数の短縮に向けたこれまでの主な取組み(制度関係)

① 許可の有効期間の延長

- 優良事業者を対象に、当面の間、許可の有効期間を最大2年間から最大4年間に延長。(H31.4～)



② 変更申請における審査の簡素化

- 新たな目的地进行を追加する場合、許可を受けている区間の審査を省略。(R1.6～)
- 車両の諸元を超えない車両を追加する場合、審査を簡素化し、優先的に処理。(R1.7～)

③ 重要物流道路における特車許可不要区間の導入

- 重要物流道路のうち、道路管理者が道路の構造上の観点から支障がないと認めて指定した区間において、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行について、許可を不要とする措置を導入。(R1.7～)



④ 地方公共団体への支援

- 地方整備局単位で都道府県等とプロジェクトチームを設置し、審査や便覧収録に活用可能なツール等を提供。(H30.5～)
- 審査に時間を要している地方公共団体に対し個別支援。(H31.3～)

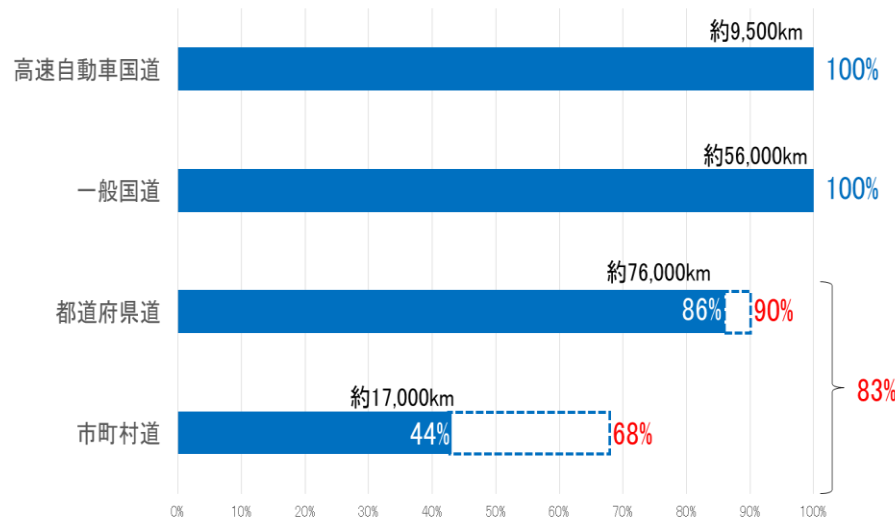


▲自治体に対する審査の研修
(プロジェクトチーム)

審査日数の短縮に向けたこれまでの主な取組み(デジタル化関係)

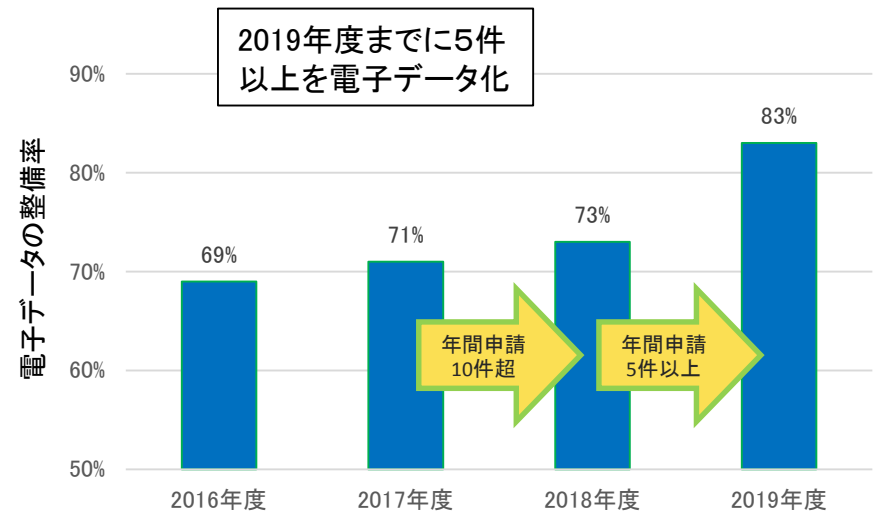
電子データの整備計画

- 現在、約7割に留まっている地方道(都道府県道・市町村道)の電子データ化を促進。
- 年間申請件数5件以上の地方道について、車載型センシング技術なども活用し、2019年度までに電子データ化を完了。



電子データの整備率

▲道路種別による電子データ化の整備率及び2019年度の整備予定



※ 特車申請があった延長のうち、電子データが整備されている延長の割合

▲地方道における電子データの整備率※

審査日数の短縮に向けたこれまでの主な取組み(デジタル化関係)

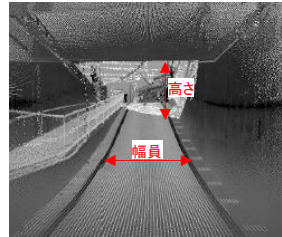
センシング技術を活用した電子データ化

- センシング技術により、電子化が遅れている地方道等の情報を効率的に収集し、自動審査システムへ収録することで、審査を迅速化。

センシング装置による計測



3次元データの収集



市道のアンダーパス部分

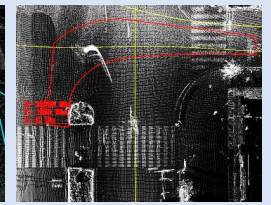
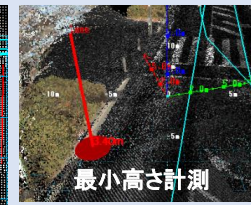
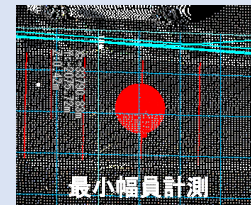


抽出

自動審査システム



便覧収録支援ツール(開発中)



- ・ 各地方整備局毎にセンシング機器を導入済み
- ・ 今年度までに地方道約4,000km分を取得予定
- ・ 今後、効率的な便覧収録のためのツールの開発状況も踏まえ、追加を検討

活用

道路管理、自動運転等

特車通行許可制度の今後の方向性

考え方

目標 : 2020年までに平均審査日数を10日程度

- 申請件数が大幅に増加し続ける中、デジタル化により自動審査システムで完結する部分は10日を達成したが、自動審査システムで完結しない部分は10日にできていない。

➡ デジタル化を更に進めるとともに、国による一元的な手続きの仕組みを設けることが必要。



- **入口重視(事前審査)からICTによる走行確認重視へと枠組みの転換を図る。**

➡ デジタル化や手続きの簡素化・一元化によって、実質的な手続きの日数(平均)10日程度を達成する。

➡ ICTを活用した走行確認重視の枠組みに向けてETC2.0、OBW等の活用など環境整備を進める。

➡ 以上の取組みを下支えするため、一部の業務を外部機関にアウトソーシングすることを検討。

特車通行許可制度の今後の方向性

取組み

① 自動審査の拡大・機能向上

＜道路情報の電子データ化の一層の推進＞

- ・ 申請件数が多い地方道について、国で代行して電子データ化。
- ・ 車載型センシング技術等を活用して電子データ化を加速。



＜新しい申請・審査システムの導入＞

- ・ システムの処理能力を向上。
- ・ 全ての通行可能経路を一括して表示。
- ・ 過去の許可実績のデータベース化や橋梁構造、車両構造等に関する処理の精緻化により、迅速にきめ細やかな審査を実施(通行可能な経路の実質的な拡大)。



▲センシング技術の活用

② 新たな制度の創設による手続きの簡素化・国への一元化

手続きの簡素化・一元化を図るため、①を前提として、従来の許可制度のほかに新たな制度の創設を検討。【参考1】

＜概要(案)＞

- ・ 登録を受けた車両※1、※2は、個々の車両の重量等に応じて国が提示した通行可能経路を許可を受けることなく通行。

※1 ETC2.0の搭載、OBWによる重量報告等が登録の要件

※2 特に寸法や重量が大きい貨物を運搬する車両等は従来通り許可を申請

- ・ 地方道についても国が一元的に通行可能経路を提示。
- ・ 登録を受けた車両は、提示された通行可能経路を自由に選択。
- ・ 許可の手数料に代わり、登録等について必要な費用を手数料として徴収。

特車通行許可制度の今後の方向性

取組み

③ 事業者による重量確認の取組み等の後押し

新たな通行(重量)管理の仕組みへと誘導し、事業者における運行管理や重量確認を後押し。

＜登録を受けた車両の効率的・効果的な通行(重量)の管理＞

- ・ 国によるETC2.0による通行経路記録のモニタリング。※1
- ・ OBW(車載型重量計)、重量計等による重量計測の記録、荷主からの依頼書等の国への定期報告。※2【参考3】

※1 特車ゴールド制度においても活用
※2 OBWは、日本で多く用いられているサスペンション形式に対応した製品の開発・普及が進んでいないことから、当面の間、重量計等による重量計測の記録や荷主からの依頼書を用いて重量を確認

＜OBWの技術開発・普及の促進＞



▲ETC2.0



▲OBW

④ 取締りの強化等による過積載の抑止

＜通行(重量)の把握の徹底＞

- ・ 国、高速道路会社、地方公共団体間での過積載の履歴情報の共有。
- ・ WIM(自動計測装置)の増設、現地取締りの増加等。

＜過積載を未然に防止するための取組み＞

- ・ WIMで確認された違反に対する警告書の発出の拡大(累積回数の引き下げ)、違反者の公表の基準の引き下げ等による抑止力の強化。

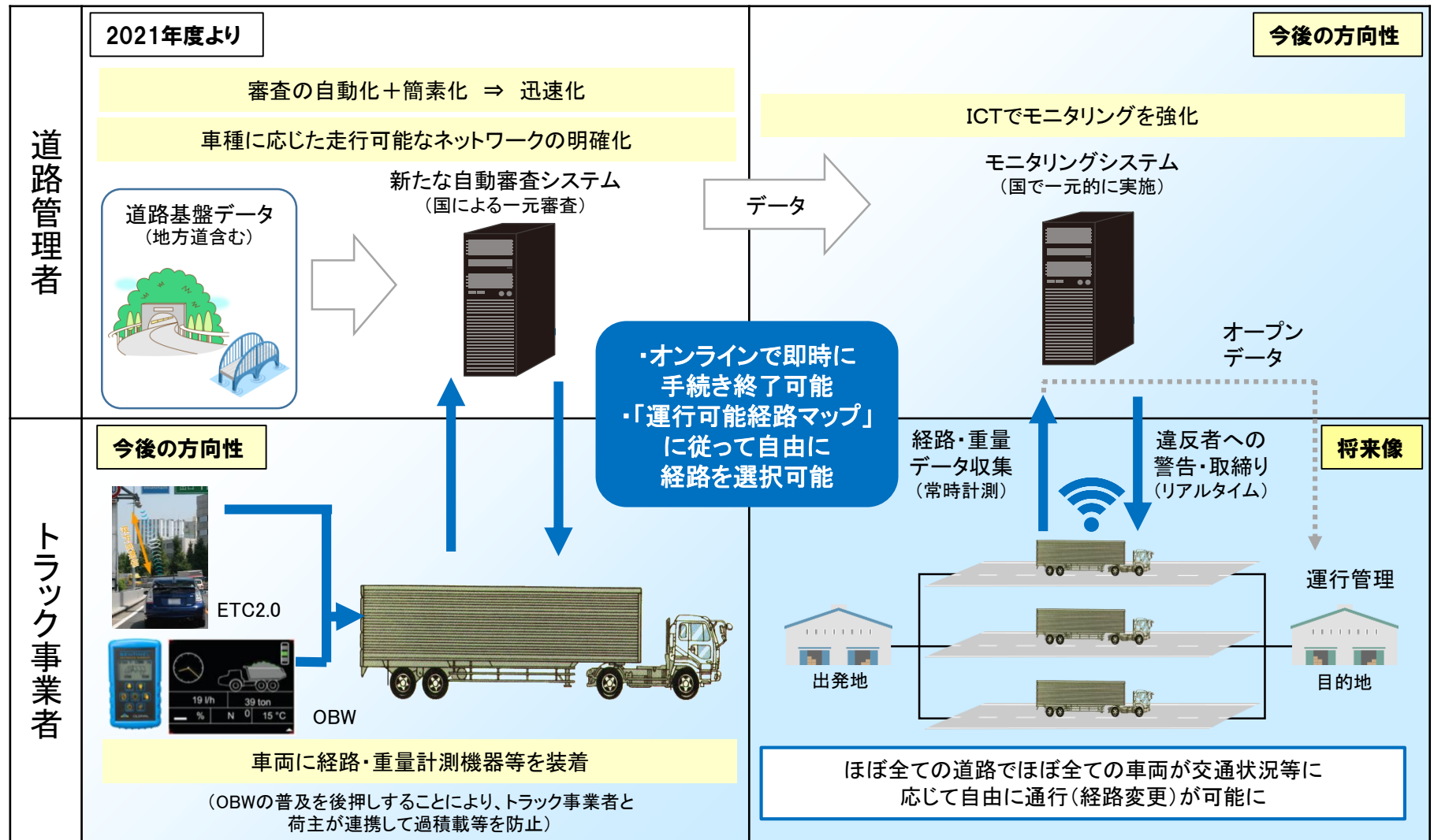


▲WIM



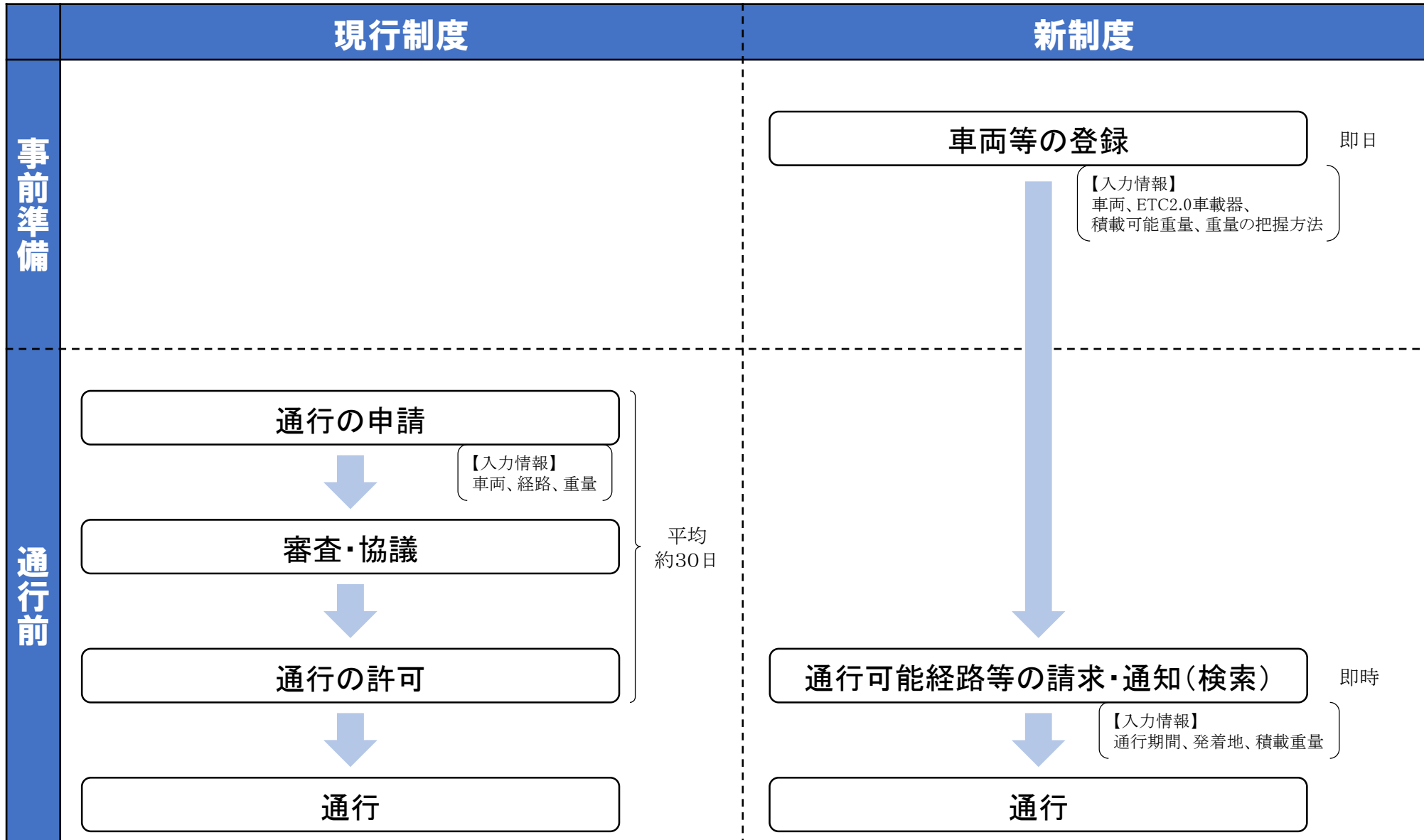
▲現地取締り

特殊車両の通行に関する制度の今後のイメージ(案)

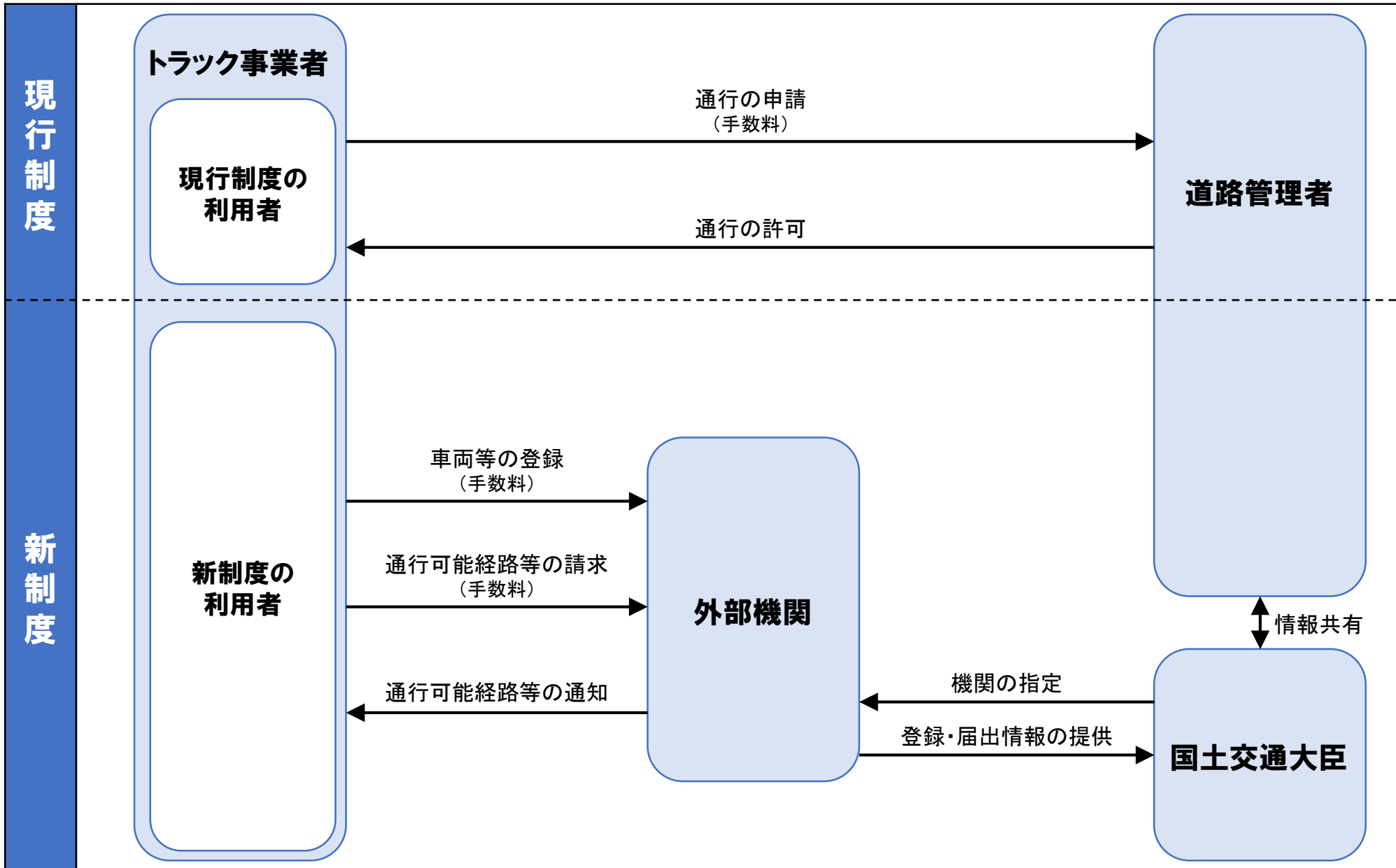


新技術の活用により生産性や安全性を向上させる仕組み

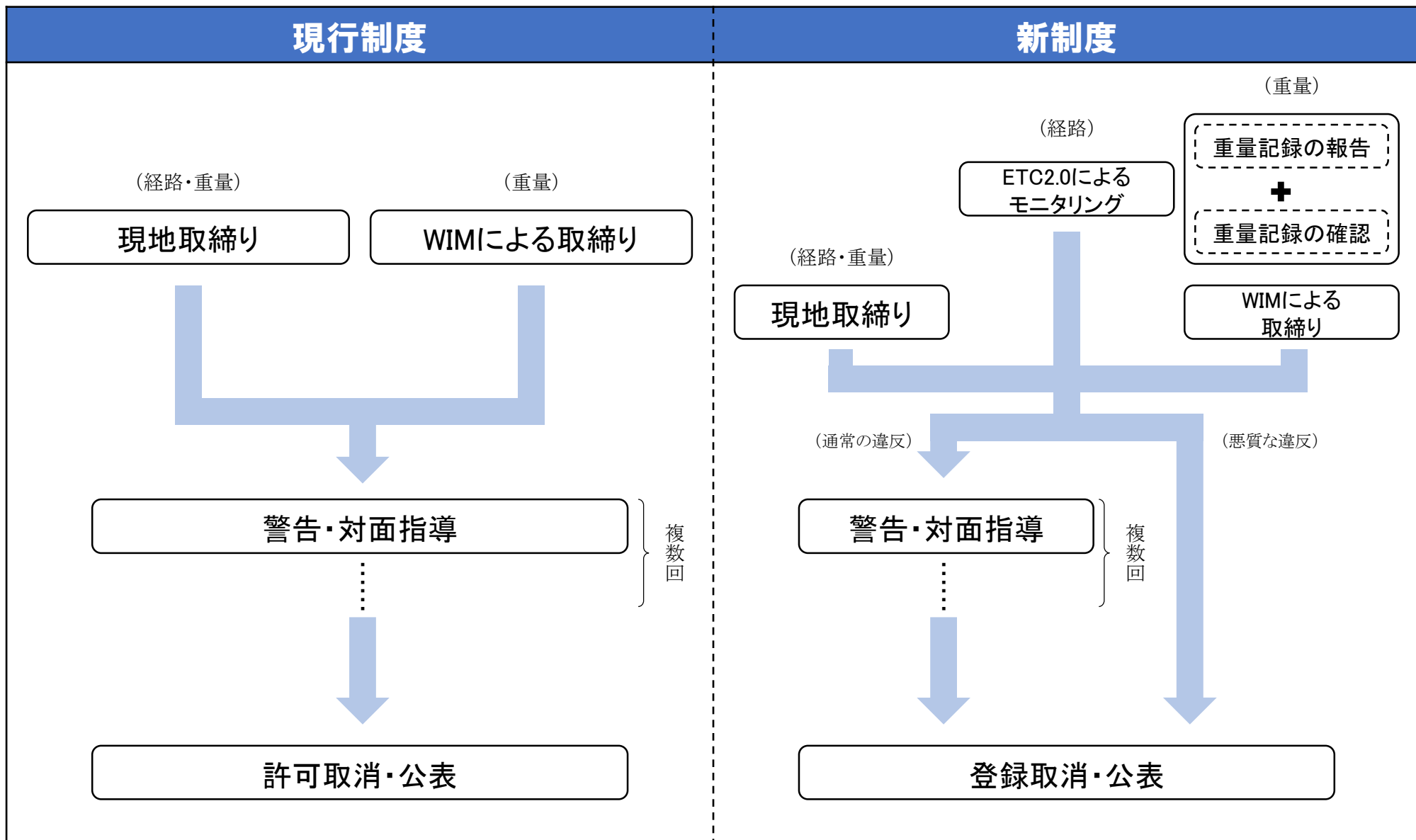
【参考1】事前の手続きの今後のイメージ(案)



【参考2】事前の手続きに係るスキームの今後のイメージ(案)



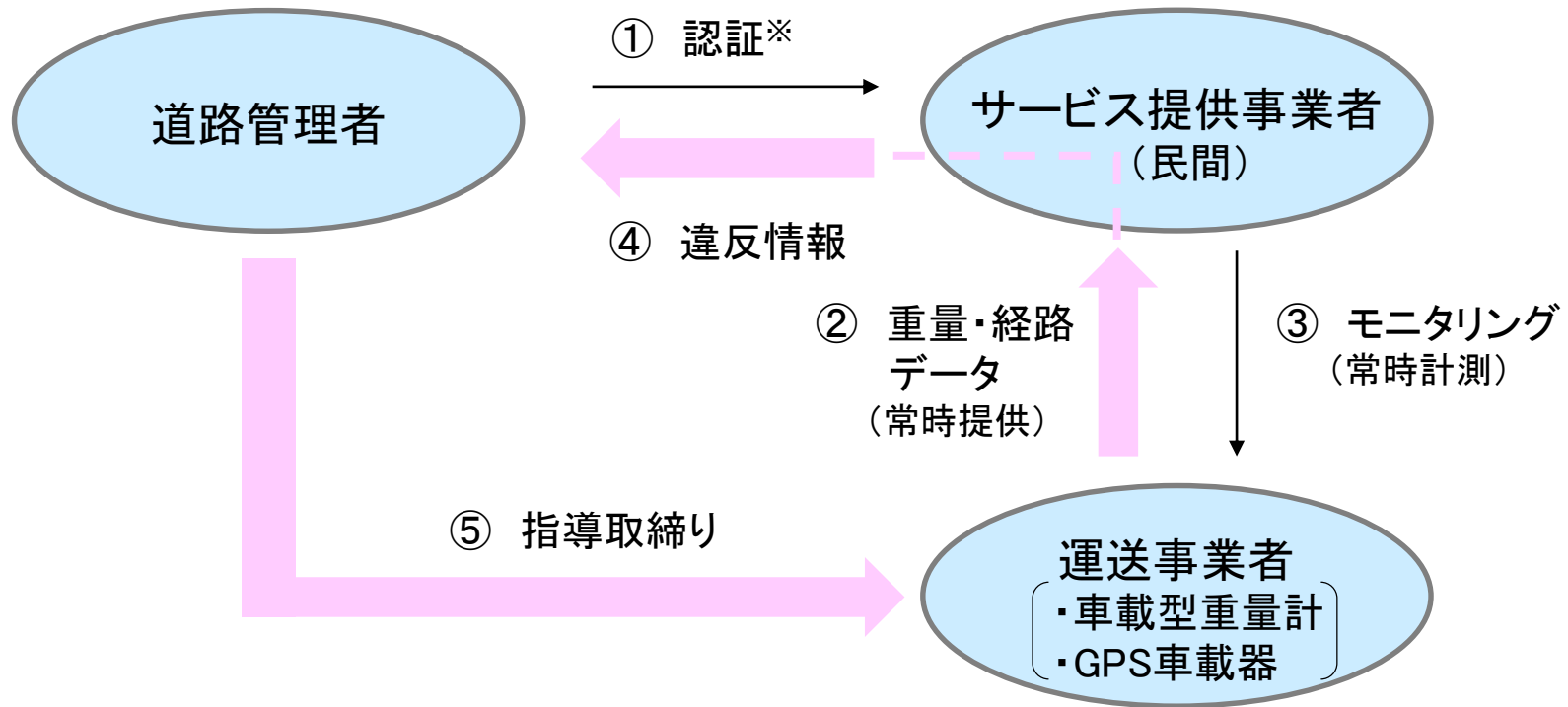
【参考3】通行(重量)の管理に係るスキームの今後のイメージ(案)



【参考4】オーストラリアにおけるモニタリングシステム

- 道路管理者は、モニタリングサービスを提供する民間サービス提供事業者を認証
- 運送事業者は、重量緩和制度(軸重合計値: 20t⇒22.5t)を利用する際にはサービス事業者と契約
(Intelligent Access Program: IAP)し、車載型重量計やGPS車載器を装着のうえ、重量・経路データをサービス事業者に常時提供し、違反通行が確認された場合はサービス提供事業者が道路管理者に報告

IAPの枠組み



※ 道路管理者は、外部機関(TCA: Transport Certification Australia)を通じて認証

契約車両数 約4,000台(2016年10月現在)

新たな特殊車両通行許可制度の導入

特殊車両の新たな通行制度の創設

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年2月4日

道路局路政課

「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、頻発化する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講ずる「道路法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年の大型車両による物流需要の増大に伴い、特殊車両[※]の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大しており、通行手続の合理化への対応が課題となっています。また、バスタプロジェクト等新たな交通結節点づくりの推進、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築、自動運転による移動サービスへの対応などによる道路の効果的な利用を推進する必要があるほか、激甚、頻発化する自然災害時において、道路の迅速な災害復旧等を行い、道路の安全性の向上を図ることが急務となっております。

※車両の重量等が一定限度を超過する車両

2. 概要

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設

特殊車両のうち国土交通大臣による登録を受けたものを通行させようとする者は、国土交通大臣による確認を求め、回答を受けた通行経路に従って通行する場合、許可を受けることなく通行できること等を規定

● 道路法等の一部を改正する法律案

〈予算関連法律案〉

背景・必要性

- 大型車による物流需要の増大に伴い、特殊車両[※]の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し、生産性が低下（過積載等の法令違反も依然として散見） ※ 車両の重量等が一定限度を超過する車両
- 主要駅周辺にバス停留所等が分散し、安全かつ円滑な交通の確保に支障
- バイパスの整備等により自動車交通量が減少する道路が生じる一方、コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間の構築が必要
- 2020年を目途としたレベル3以上の自動運転の実用化に向け、車両だけでなくインフラとしての道路からも積極的に支援する必要
- 災害発生時における道路の迅速な災害復旧等が必要

安全かつ円滑な道路交通の確保と
道路の効果的な利用を推進する必要

法案の概要

1. 物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設 【道路法、道路特措法】

- デジタル化の推進により、登録を受けた特殊車両[※]が即時に通行できる制度を創設 ※ 車両の重量等が一定限度を超過する車両

- ◆ 事業者は、あらかじめ、特殊車両を国土交通大臣に登録
- ◆ 事業者は、発着地・貨物重量を入力してウェブ上で通行可能経路を確認
- ◆ 国土交通大臣は、ETC2.0を通じて実際に通行した経路等を把握
- ◆ 国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることができる

